

CNN ニュース

No.127

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)

国民番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)

季刊発行
年 4 回刊

■ 巻頭言 ■

人権感覚が問われる改正個人情報保護法の成立 個人情報 “反故”。委員会の刷新も急務

改正個人情報保護法が前国会で成立した。今回改正の目玉は、AI 学習・開発・運用や統計作成に使う場合に限り、個人データの第三者提供で本人同意を不要とすることである。いわば「本人同意不要 AI 特例」だ。目的は AI 開発を促進することある。ある意味では世界の流れに沿った改正ともいえる。企業はデータを集めやすくなる。だが、厳しい縛りがなければ、個人の権利を爆食する形で AI 開発が進む懸念が強い。施行は 2028 年夏の予定である。

自己の個人情報を自ら管理する権利は、不可侵の人権である。しかし現行の個情法は、この権利を明確に位置づけていない。そのため、第三者による利活用を抑えにくい構造が続いてきた。今回の改正は、個情法の人権 “反故” の性格をさらに強める結果となった。

企業は、本人同意不要 AI 特例で、病歴や犯罪歴などの機微情報も、ネット上に公開されていれば本人同意なしに取得できる。オプトアウトなどのブレーキが効かない設計だからだ。不適切利用を防ぐため、目的限定や内容公表を義務づけ、課徴金を科す。だが、課徴金は重大違反に限られる。これ

では特例濫用にブレーキが効かない。

大量データが同意なく収集されることに不安を抱く人は多い。特例の適用においては、AI 開発企業などに、自己の正当な利用利益とデータ主体の権利利益を比較する「バランスシング・テスト」の実施を義務づけるべきだ。欧州連合 (EU) の規制モデルを見習う必要がある。

本来、個人情報保護委員会（個情委）の監督は極めて重要である。しかし、現在の個情委は、行政や企業寄り、政治にも弱い。独立性に乏しく人権保護の気概に欠ける。個情委は、「統計処理すれば個人につながる情報は残らない」と説明する。だが、その見立てには大きな疑問符がつく。本人同意不要 AI 特例の解釈・運用を丁寧に具体化し、違反監督を徹底することが求められる。課徴金の対象拡大・厳格化や団体訴訟制度の導入も急務である。人権に後ろ向きの委員会に対する市民の普段の監視も欠かせない。

AI は単なる技術ではない。人類の知識や創造性、労働を吸収して成長した「公共資源」である。だからこそ、市民が人権を軸にその資源を適切に制御できる仕組みが要る。自分の情報の使われ方を市民が容易に理解し納得できる仕組みこそ、AI 社会の基盤となる。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～人権感覚が問われる改正個人情報保護法
- ・ 生活者ファーストで、税・社会保障等を考える
- ・ ブレーキのない「AI 開発・統計特例」は暴走必至！
- ・ 【コラム：現代考】文系大学 冬の時代

2026年 10月8日
PIJ 代表 石村 耕治

生活者ファーストで、 税・社会保障・社会保険を考える

日本とオーストラリアを比べて見る

- ・ 高市首相の食料品消費税1%／所得連動給付声明
- ・ 食料品消費税ゼロ／給付（還付）つき税額控除の空騒ぎ！
- ・ AI 雇用崩壊には最低所得保障制度（UBI）で対応する！
- ・ 「手取りを増やす」のキャッチにだまされない！
- ・ 税方式にチェンジで、保険料・自己負担・未納・滞納をゼロにする！

話し手 石村 耕 治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

聴き手 平 野 信 吾（PIJ常任運営委員・税理士）

7月17日の参院予算委員会で、れいわ新選組（当時）の奥田美美代議員は、地元高齢者の厳しい生活状況を紹介した。そして、高市首相に対応をただした。

首相はまず、日本の制度全体について言及した。日本には生活保護制度がある。低所得で困窮する人への自立支援制度もある。社会福祉制度は整っていると述べた。困った時には助け合う仕組みがある。多くの納税者がその費用を支えている。社会保険制度も幅広く整備されている。首相は「私はいい国だと思う」と語った。

そのうえで、物価高の影響にもふれた。物価高で困る人が増えていると述べた。

だからこそ、政府は物価高対策に全力で取り組んでいると説明した。

その後、首相は、2年時限の「食料品消費税1%＋所得連動給付」プランを表明し、与党内で了承され、実施に向けて走り出した。

首相の答弁は、税・社会保障・社会保険制度を再点検するうえで示唆を与える。この点について、石村耕治 PIJ 代表に、平野信吾 PIJ 常任運営委員が聞いた。石村代表は、生活者ファーストを徹底するオーストラリアの制度と比べる形で、わが国の実情を深掘りした。

（CNNニュース編集局）

I 食料品消費税1%／所得連動給付モデルの所在

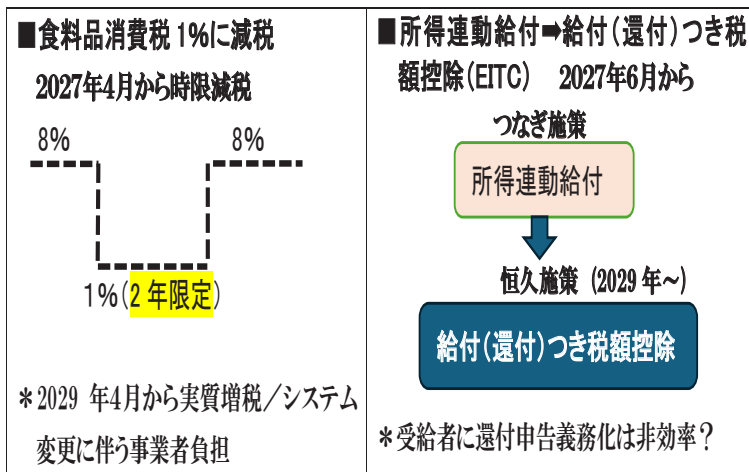
（平野）政府与党は、2月の衆院選で「食料品消費税ゼロ」を公約しました。本来なら、現在の議席数を踏まえれば、国会審議で速やかに実現できたはずです。ところが、議場外での議論がダラダラ続きました。高市首相は、国会閉会直後の7月30日に、2027年4月から「食料品消費税1%」にする。その1%分の税収を使い、「所得連動給付」を行うとアナウンスしました。

◆食料品消費税ゼロ／給付（還付）つき税額控除の空騒ぎ！

（石村）与党は、法的根拠があいまいな「社会保障国民会議」で議論を進めました。しかし、実現に向けた動きは一向に前に進みませんでした。国会ではなく、自分たちに都合のよい人たちを集めて政策形成を進める。こうした手法は、国会軽視で、透明性や議会制民主主義の観点から大きな疑問です。案の定、高市政権は、国会閉会直後に「食料品消費税1%」と、その税収を使った「所

【表1】首相の食料品消費税1%声明のポイント

・ 2027 年 4 月から 2 年間に限り食料品消費税 1%に減税する
・ 27 年 6 月に 1%減税分を中低所得者に給付する
・ 29 年から所得に連動した給付を本格給付する
・ 消費減税財源は、赤字国債ではなく、租特や補助金の見直し、税外収入などで確保する。
・ 2 年後に首相が責任をもって税率を元に戻す
・ 26 年秋の臨時国会に提出する法案に制度案を盛り



得連動給付」を行うと声明しました。この案は、税収減や自らの権限縮小を嫌う財務省の既定路線に沿ったものです。その理由は明確です。食料品を「ゼロ税率」にすれば、対象は現在「非課税」の医療や教育もゼロ税率を求めてきて、止められなくなるのは必至だからです。また、給付（還付）つき税額控除（EITC）を導入すれば、税と社会保障の一体化が進みます。その結果、厚労省との連携が不可欠になります。財務省の独断では制度を動かせなくなります。これは財務省に望まないことです。ですから、高市政権は財務省の「思うつぼ」にはまっただと言わざるを得ません。

（平野）生煮えの議論を展開する野党の姿勢も問われました。彼らは消費減税に必



社会保障国民会議（首相官邸 HP）
(Public use)

要な財源を示しません。示していても腰だめです。もう減税は要らないとか、後になってスタンスをコロコロ変えました。当初「選挙の争点潰し」で悪乗りした政党もあったのかも知れません。もちろん、高市政権のやり方にも驚きました。国会閉会後に税法案を発表したことです。これは、有権者の代表で構成される国会で議論させないという手法を選んだということです。まさに「国会軽視政権」です。その一方で、この政権は新たな「ステルス増税」に力を注ぎました。平和憲法をないがしろにする防衛特別所得税を創設しました。それから、いわゆる「独身税」を設けました。つまり、子ども・子育て支援金を公的医療保険の保険料（医療保険料）に上乗せしたのです。さらに、OTC 類似薬の自己負担を増やすだけでなく、高齢者医療の窓口負担を原則 3 割にする案まで出しています。

（石村）まさに弱い者いじめ、高齢者と若者を「分断」するような政策がオンパレードの状況です。自民より、タグを組む維新のようなポピュリスト政党が、こうした「分断」を煽っているのでしょう。

（平野）こうした高市首相の政権運営には大きな疑問符が付きましました。負担増だけを先に進め、生活者を守るための立法は後回しにしたからです。その一方で、国家情報機関設置法の成立を急ぎました。皇室典範を男尊女卑に衣替えする改正も拙速でした。国旗損壊処罰法や副首都構想関連法の成立も同様でした。いずれも、緊急性が高いとは言えません。高市政権は、政策の優先順位を大きく誤っていると感じる有権者が多いと思います。

【表 2】 26 年 2 月の衆院選挙時の消費税をめぐる各党の公約のあらまし

政党名	公約内容	財源	減収試算
自民	食 料 品 2 年間ゼロの検討を加速	「社会保障国民会議」で検討	約 5 兆円
維新	食 料 品 2 年間ゼロの検討を加速	「社会保障国民会議」で検討	約 5 兆円
中道	今秋から食料品を恒久的にゼロ	政府系ファンド創設や政府基金・剰余金の活用	約 5 兆円
国民民主	賃金上昇が安定するまで一律 5%	外 為 特 会 や ETF 等の公的金融資産の運用益や売却益	約 15 兆円
参政	段階的に廃止	法人税の引上げ	約 31 兆円
共産	直ちに 5% にし、将来は廃止	大企業や富裕層に応分負担を求める税制改革	約 31 兆円
れいわ	直ちに廃止。最低でも 5%	法人税や富裕層を対象にした所得税引上げなど	約 31 兆円
ゆうこく	廃止	———	約 31 兆円
保守	酒類を含む食料品を恒久的にゼロ	省庁、事業、海外拠出金などの整理	約 5 兆円
社民	一律ゼロ	大企業の内部留保課税、法人税に累進化、防衛費削減	約 31 兆円
みらい	税率維持	———	———

(石村) とにかく、「消費税食料品ゼロ」は、選挙で公約したことです。高市政権は、消費税減税について、不退転で進むしかないと思います。

(平野) 私もそう思います。選挙公約が守られなくなれば、選挙そのものが形骸化しますから。

【表 3】 26 年 7 月消費税食料品 1%議長案へのスタンス

《賛成する政党》	
自民	公約を守る形で消費税実質ゼロを目指す
維新	1%も否定しない
保守	1%も否定しない
《反対するまたは慎重な政党》	
中道公明	恒久減税が必要、しかし議長案は財源などが不透明である
立民	減税効果は疑問。給付を先行しないとイケない
国民みらい	減税効果は疑問。給付を先行しないとイケない

(社会保障国民会議に参加政党のみ)

(石村) 高市政権は、2 年間食料品消費税を 1%にして、後は「野となれ山となれ！」ですね。財源問題で頓挫するかも知れませんが。でも、ブレブレで何も決められない多くの野党よりはマシかも知れません(笑)。

(平野) 有権者も、「ポピュリズム政治、ポピュリスト政治家に騙されない!」・・・ということ学ぶよいチャンスになるかも知れません。

(石村) 野党は、ますます存在感を失い、給料ドロ連合、と思われかねません。

◆ AI 雇用崩壊に EITC は役立たない

(平野) いずれにしろ、今の与党は、力の横暴で、どの政策も議論不足は明らかですね。右倣えの有権者にも責任の一端がありますが・・・。それから、税革では、多くの野党も、時代遅れでコスパの悪い「給付(還付)つき税額控除」に執着しています。

(石村) 給付(還付)つき税額控除(RTC=refundable tax credit)は、税と社会保障を一体化する構想です。正確にいうと、「勤労所得税額控除(EITC=earned income tax credit)」です。ですから、ここでは、「EITC」あるいは「RTC / EITC」と

いう略記も使います。確かに、「働いても生活が苦しい人達（ワーキングプア／the working poor）」に対する支援制度としては意味がありました。しかし、ネット空間では生成 AI、そしてリアル空間ではフィジカル AI、ロボットが普及すると状況は一変します。「働きたくても仕事がない時代」が目前に迫っています。そうになると、働く人、勤労所得のある人だけを対象にした制度はすぐに陳腐化します。この仕組みは、近い将来には時代遅れになります。AI 雇用崩壊には役立ちません。むしろ、「勤労所得（earned income）」を強調することで「分断」を煽る危険があります。制度そのものが、社会を分けるツールになりかねません。AI 主導型経済への視点が欠けています。近未来の社会像を踏まえた政策になっていません。

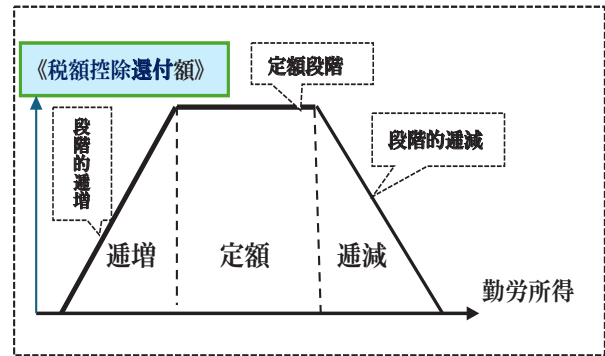
AI 主導型経済で、
「働きたくても仕事がない時代」が来る！！

（平野）国民民主党のように「給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）」を万能薬のように PR する姿勢には当初から大きな疑問符がついていました。この党は最近になって、結局は「消費税減税はなしにする。で、限定的な直接給付しかない」と。悟ったように見えます。しかし、この変節ぶりは厳しく問われないといけません。勉強不足では済まないです。

（石村）所詮、AI 万能で雇用の壊滅的な崩壊などは眼中にない小市民的なポピュリズム政党なのかも知れませんが。

（石村）給付（還付）つき税額控除制度（RTC／EITC）は、本来、全員が確定申告をする国で成り立つ仕組みです。しかし日本では、多くの給与所得者は年末調整で完結し、確定申告は不要です。では、年末調整を廃止して全員に確定申告を義務づけるのでしょうか。あるいは、年末調整で、給付

【表 4】勤労所得税額控除：納税者の勤労所得と還付額のイメージ



（還付）つき税額控除（RTC／EITC）の還付を主たる雇用主にやってもらうことにするのでしょうか。

（平野）それは、「税制は『簡素』であるべき」とする租税原則に反します。働いても生活が苦しい人たちは仕事を掛け持ちしているケースが多いです。主たる雇用主に給付（還付）つき税額控除の還付手続まで、タダ働きを強要するのもやりすぎです。やはり、還付申告は納税者本人にやってもらうのが筋です。

（石村）私もそう思います。それに、受給希望者は、わずかな給付（還付）を得るために、所得を正確に示すため煩雑な確定申告を強いられます。結果として、この制度は「働いても生活が苦しい人たち」にとり重い負担となります。申告が不正確であれば、税務調査や更正処分の対象になりますから。

（平野）この制度を導入するのであれば、「働いても生活が苦しい人たち」への申告支援制度を整える必要があります。でないと、過誤申告の温床になりかねませんから。日本の税理士制度は無償独占です。このため、大量の臨時税理士（臨税）を動員せざるを得なくなります。多くの国々では税務専門職は有償独占か名称独占です。

（石村）アメリカは、給付（還付）つき税額控除制度（EITC）を導入しています。EITCを支えるために、税務専門職とは別途、大量の市民ボランティアが低所得者への申告支援を担っています。

(平野) 大量の市民ボランティアの申告支援は大規模だと聞きますが。

(石村) 全米 11,000 か所で 8 万人を超える市民がボランティアとして申告支援をしています。

【表 5】アメリカの民間ボランティアによる税務支援プログラムの種類

- ①ボランティア所得税援助
(VITA=Volunteer Income Tax Assistance) プログラム
- ②高齢者向け税務相談
(TCE=Tax Counseling for Elderly) プログラム
- ③学生タックスクリニック
(STC=Student Tax Clinic) プログラム
- ④低所得納税者クリニック
(LITC=Low-Income Taxpayer Clinics) プログラム
- ⑤ IRS 納税者支援センター
(TAC=Taxpayer Assistance Center)
- ⑥軍族税務支援プログラム
(IRS Military Tax Resources / Military Tax Experts Alliance)

【民間ボランティアによる税務申告支援の実績】 全米約 11,000 拠点で 8 万人超のボランティアが活動し、年間約 280 万件の税務申告支援を実施

(平野) アメリカは、全員確定申告が原則の国です。人口は 3 億 4,880 万人です。日本は 1 億 2,286 万人。税理士の数はおよそ 8 万 2 千人。給付（還付）つき税額控除制度（EITC）導入で一番、`深刻、な課題は `申告支援、です。にもかかわらず、社会保障国民会議ではしっかり議論されませんでした。

(石村) 与野党ともに、納税者のコンプライアンスコスト（税務事務費）など頭にならないのかも知れません。

◆ EITC は「分断」ツールに化ける

(平野) 給付（還付）つき税額控除（RTC / EITC）は、勤労所得がない人は使えない制度ですよ。それでは、働きたくとも

働けない人は、生活保護を受けるのですか？

(石村) 大事なポイントです。私は、アメリカでは、当初、連邦の首都・ワシントン D.C の私大で勉強していました。D.C. には、4 つの私大（ジョージワシントン大学、ジョージタウン大学、アメリカ・カトリック大学、アメリカン大学）があります。ほかに、カマラ・ハリス前副大統領が出た連邦立のハワード大学があります。ハワード大学は、黒人の若者に教育を施す目的で創設された歴史のある大学です。一方、4 つの私大は、授業料がとても高額です。しかも、授業料は、ほぼ同額です。うわさでは、授業料をほぼ均一に保ち、少数民族入学者が集中しないようにしているとのことでした。授業料値上げをするときには五月雨的にしているとのことでした。

(平野) どうしてなのですか？

(石村) 独禁法【アメリカの場合、シャーマン法・クレイトン法・連邦取引委員会法（FTC 法）など】にふれないようにするためのようです。

(平野) なるほど。続きを話してください。

(石村) とにかく、D.C. のロースクール（法科大学院 / LS）の授業料は高いのです。私は母子家庭で育ちました。私費留学では、とても支払えません。そこで、各地の州立大学 LS に願書を出しました。すると、中西部のイリノイ大学ロースクール（UILS）が授業料免除（tuition waiver）を提示してくれました。「Thanks UILS!」という気持ちで、私はイリノイ大学 LS で学ぶことにしました。ジョージタウン大学 LS のプレリーガルコースは早めに切り上げました。ワシントン・ダレス空港からシカゴ空港経由でイリノイ大学空港に着きました。州立大学はどこもマンモス校です。車でキャン



パスの端まで行くと、農学部巨大な農場が広がっています。地平線が見えるほどです。

イリノイ大学のような州立大のLSは、当時、アフーマティブ・アクション【積極的差別是正措置】を厳格に実施していました。で、入学生の10%位は少数民族出身者です。クラスで1人の先住民系院生と仲良くなりました。彼は、授業料は免除、現物給付の生活保護であるフードスタンプもらって、勉強を続けていました。【ちなみに、フードスタンプ（Food Stamp）とは、アメリカの低所得世帯に食料購入費を補助する公的扶助制度で、現在の正式名称は「補助的栄養支援プログラム（SNAP）」です。「現金給付」ではなく、実質、生活必需品の「現物給付」です。】



SNAPで買物OKのショップ
(Public use)

（平野）なぜ、院生がフードスタンプ（生活保護）でくらしているのですか？

（石村）アメリカの場合、18歳過ぎると、子どもは乳離れするのが常識です。一部裕福な家族を別として、親にパラサイトする子どもは少ないのです。軍に志願して除隊した後G I ビル【復員軍人援護法に基づく大学・専門教育の学費支援】をもらって、それで大学で勉強している人も少なくありません。

（平野）「独り立ち」を急がせる狩猟民族の世界ですね・・・。

（石村）そういうことかも知れません。話を戻します。それに、先住民系の彼は、働いていないから、勤労所得がありません。勤労所得がないと、還付申告して給付（還付）つき税額控除／勤労所得税額控除（RTC／EITC）を受けることができません。

（平野）ということは、複雑怪奇でデマヒマのかかる給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）を導入しても、学生を含め「働

きたくても働いていない人」は救えないということですか。

（石村）そういうことです。です

から、EITCは「働けない層」と「働ける層」を「分断」するツールにもなるわけです。

（平野）ということは、EITCはAI全盛で雇用崩壊の時代には役立たないですね。

（石村）ですから、EITC万歳とっている連中は、まさに「木を見て森を見ない」スタンスなのです。そもそも日本は全員確定申告が原則ではありません。ですから、還付申告で給付を得るという給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）はなじみません。それに、EITCはすでに時代遅れです。AI雇用崩壊が深刻になる時代に採用すべき制度ではありません。

（平野）わが国には制度導入基盤がないわけですね。



(Public use)

◆ベーシックインカム導入も一案

（石村）むしろ、確定申告不要の直接給付／最低所得保障（UBI／ユニバーサル・ベーシック・インカム）の方が適しています。「ユニバーサル（皆）」は、「分断」を生まないからです。もっとも、UBIでも、給付事務を自治体に丸投げすれば膨大な事務量になります。それでも、「働いても生活が苦しい人たち」に、還付申告を義務づける（手続事務をトスする）よりは、はるかにましです。

（平野）政党や政治家が、給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）に万



(Public use)

まず基本を理解すべきです。この制度で、「給付・還付」を受けるには、確定申告が

【表 6】簡素な UBI（最低所得保障制度）と簡素でない RTC / EITC の対比

ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=universal basic income)	米の給付（還付）つき税額控除／勤労所得税額控除 (RTC / EITC)
《税制と社会保障・福祉を分離／独立》	《税制と社会保障・福祉を一体化／統合》
①就労要件 (work test) なし	①就労要件 (work test) あり
②収入制限要件 (means test) なし	②収入制限要件 (means test)：非適格所得(投資所得)
③個人単位	③家族単位
④定期的現金給付（所得）	④給付は勤労所得額による。消失控除
⑤全員に給付（皆給付）	⑤申請または申告した者に年 1 回給付。つまり、税の還付申告がある。還付申告しない人には給付（還付）がない。
⑥面倒な還付申告は要らない。	⑥「複雑」にし、国家は、個人の経済生活（金融プライバシー）に積極的に介入する。
⑦「簡素」で、国家は、個人の経済生活（プライバシー）の必要以上に干渉しない。	

不可欠です。多くの政治家は、自分で確定申告をしたことがないのではないのでしょうか。現場を知らないままの絵空事に見えます。

（石村）しかも、給付（還付）つき税額控除（RTC / EITC）は複雑で、「働いても生活が苦しい人たちが誰でも容易に手続きできると考えるのは甘いのです。費用対効果（コスパ）を無視した「言うだけ番長」の主張は、もうやめるべきです。ちなみに、アメリカでは、毎年の給付（還付）つき税額控除（RTC / EITC）申告のおおよそ 25% が「過誤申告」です。手続きが煩雑なことから、対象世帯の 20% は、還付申告をしていません。

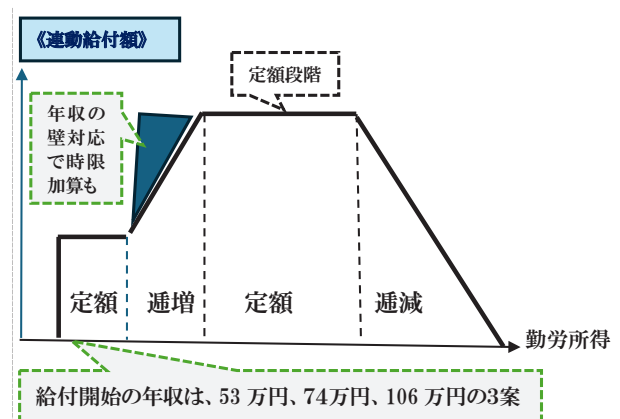
（平野）多分、給付（還付）つき税額控除（RTC / EITC）万歳を叫ぶ政党や政治家は、EITC の財源は「社会保険料」でないから、受給者は負担なしで給付が受けられる点を評価しているのでしょうか。

（石村）でも、確定申告、還付申告の支援体制を整備しないとはいけません。この視点が完全に抜け落ちています。現在でも、物価高で仕事を掛け持ちして、やっと生活している人が多いです。年金だけでは暮らせない高齢者も少なくありません。フリーターやギグワーカー、シングルマザー、外国人など、確定申告が必要な人たちが着実に増えています。しかし、こうした人たちへの申告支援体制は未整備です。税理士会はカネにならない申告支援の拡大には前向きではありません。知らぬ存ぜぬです。政党や政治家は、この問題を深刻に考えているようには見えません。

◆食料品消費税 1% / 所得連動給付モデルとは

（平野）与党自民党は、国民会議で食料品消費税 1% とその財源を使った 2 年間の「所得連動給付」を提案しました。税の還付申告を前提としないデザインです。高市首相も 7 月 30 日の声明で、同じ提案をしました。その後党会合で賛否が交わされています。

【表 7】所得連動給付：納税者の勤労所得と給付額イメージ



（注）

- * 原則、家族ではなく、個人単位の仕組み。
- * 18 歳以下の子どもの数に応じて加算
- * 高所得の配偶者がいれば対象外
- * 現行案で低所得者層の人への支援も検討
- * 給付開始や通増・通減の所得ライン、給付額等は、恒久財源確保などとあわせて検討

(石村) 国民会議などを裏方で仕切っている財政省が入れ知恵したのかも知れません。彼らは、以前から厚労省所管の社会保障との一体化などには消極的ですから。

(平野) 「所得連動給付」も、現段階ではイメージの域を出ませんね。

(石村) そうです。「図面原案を書き終わった」程度です。給付対象・基準・金額は、財源確保状況により、制度設計は大きく変わります。給付対象者は、勤労性の所得(給与・事業・雑)のある人が想定されます。場合によっては、年金(雑)受給者も対象になるかも知れません。

(平野) ということは、制度設計によっては、「所得連動給付」が、社会や年代の「分断」につながる可能性がありますね。いずれにしろ、どちらかという、基本は、財源を全額税で賄う現行の「生活保護」に近いデザインですね。

(石村) そうです。「所得連動給付」も、制度設計によっては、給付手続が煩雑になります。ですから、全員に最低所得保障(UBI／ユニバーサル・ベーシック・インカム)を給付するデザインの方がベターです。そのうえで、給付額は原則所得課税の対象とし、累進課税すればいいわけです。UBIの制度設計の方が簡素です。

【表 8】租税原則の実例

●アダムスミスの租税4原則(1776年『国富論(The Wealth of Nations)』)
①公平の原則、②明確の原則、③便宜の原則、④徴収費用の最小化
●シャープ勧告の租税原則(1949年)
①公平、②中立、③簡素
●レーガン税制改革(1986年)
①公平、②簡素、③経済成長
●わが国での最近の税制改革での租税3原則
バージョンA:
①公平、②中立、③簡素【税制改革法3条】
バージョンB: ①公正、②活力、③簡素

(平野) 税制は、「公平」であると同時に、「効率的」かつ「簡素」でないとダメですからね。政治家は、とにかく「簡素」の視点が忘れがちです。インボイス制度への移行とか、青色申告特別控除改悪とかに異論を唱えないことからわかります。

(石村) やはり、政治は、零細、中小事業者の「営業の自由、商売をする自由」を大事にする政策を打ち出さないといけません。事業者が、税制が複雑すぎて、生業をしている時間がないとすれば、本末転倒です。「簡素な税制で、生活者や事業者を守る」スタンスが求められます。給付(還付)つき税額控除(RTC／EITC)は、仕組みの複雑さでは群を抜きます。ですから、こんな複雑怪奇な制度を導入してはいけません。ポシャッタことは評価できます。

(平野) 給付(還付)つき税額控除(EITC)の思想的源流は、アメリカの新自由主義者であるミルトン・フリードマン(Milton Friedman)の「負の所得税(Negative Income Tax)」にあると聞きました。

(石村) EITCは、低所得者に税を還付する仕組みです。就労を妨げない反貧困政策として構想されました。しかし、EITCそのものはフリードマンの提案ではありません。制度化したのは、1975年のフォード政権(共和党)です。その後、民主党政権が大幅に拡充しました。その結果、保守とリベラルの双方が支持した政策になりました。

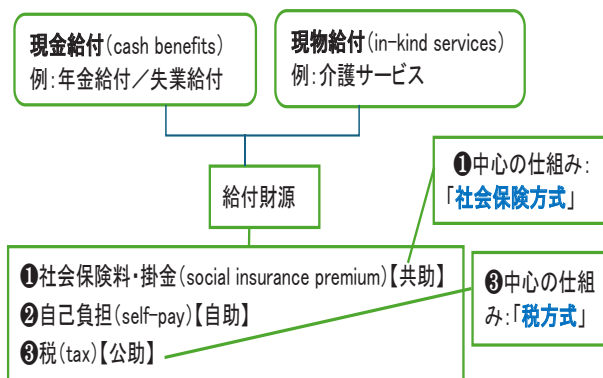
(平野) オーストラリアは、給付(還付)つき税額控除／勤労所得税額控除(RTC／ITC)は導入していませんね。税と社会保障は分離しています。なぜなのでしょう？

(石村) フリードマンの負の所得税は、アメリカでは議論が進みました。しかし、オーストラリアでは、この思想が主流になりませんでした。所得税と社会保障・福祉を一体化する発想が弱かったと思います。

II 社会保障の財源比較:日本は「社会保険」、豪州は「税」

(石村) オーストラリアは、現金給付や現物給付の社会保障制度がしっかり整備されています。給付は、直接給付で、税制を介して給付する政策が取られませんでした。手続がとても複雑になるからです。それに、オーストラリアは、各種「社会保障」給付の財源は税でまかなっています。つまり、「税方式」です。わが国のような「社会保険方式」ではありません。

【表 9】社会保障プログラムでの「給付」と「財源」の基礎知識



◆税と社会保障・福祉が別建てのオーストラリア

(平野) オーストラリアでは、基礎年金給付や失業給付、介護サービスなどの主な公的給付は税でまかなわれているということです。ということは、わが国のように、保険料や自己負担を主な財源としているわけではないのですね。

(石村) 保険料では賄っていません。「公助」の仕組みです。言い換えますと、わが国の主な社会保障プログラムは、「社会保険方式」です。保険料ないし掛け金ばかりが、プログラムによっては、さらには自己負担があります。つまり、わが国の社会保障制度の大半は「社会保険」だということです。

(平野) わが国の教育現場では、「社会保障」と「社会保険」の違いをしっかりと教えませ

ん。私も税の専門職ですが、社会保障には十分の知見がありませんでした。どの国でも、基礎年金を受け取るには、長く保険料や掛金を払うのが当然だと思っていました。

【表 10】わが国の社会保障制度

社会保険制度【主な給付財源: 保険料+自己負担(+税)】
年金保険【国民(基礎)年金・厚生年金】【保険料】
医療保険【保険料+自己負担】
介護保険【保険料+自己負担】
雇用保険【保険料】
労災保険【保険料】
公的扶助【生活保護】【税】
社会福祉【児童・障害・高齢者福祉】【税】
公衆衛生【感染症対策など】【税】

(石村) オーストラリアの場合、ほとんどの社会保障プログラムの財源は、税で賄っています。わが国の生活保護と同じです。「税方式」は常識的理解です。そのため、最初にあげた高市首相の発言も、負担方式の違いを踏まえて評価する必要があります。

日本の公的年金（国民年金＋厚生年金）は、国際標準の「最低保障年金（basic minimum pension）」とはいえません。理由は、制度の構造が税方式（tax funded model）の最低保障年金（minimum pension）ではなく、拠出制／掛金の社会保険方式（contributory social insurance）だからです。

(平野) オーストラリアの実情を、例をあげて、教えてください。

(石村) 老齢年金を例にすれば、オーストラリアは「最低保障年金（basic minimum pension）」を導入しています。その財源はすべて税金で賄われています。わが国のような保険料／掛金／拠出金（premium）はありません。市民権を得てから 10 年以上居住している人は、65 歳以上になれば、誰もが等しく公的基礎年金をもらえます。

(平野) どれくらい給付があるのでしょうか？

(石村) 詳しくは、以下の【コラム 1】を見てください。

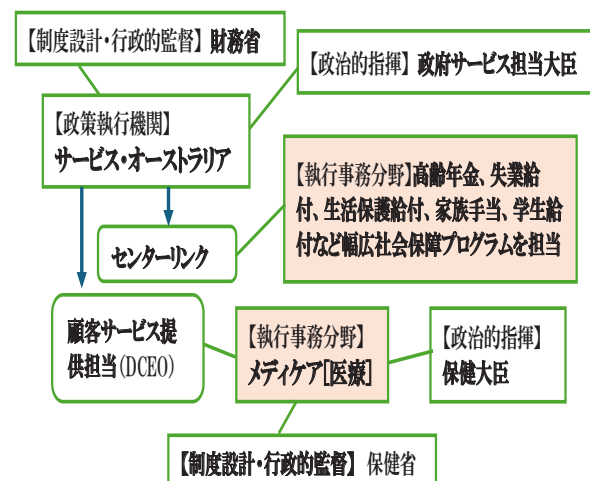
コラム 1

オーストラリアの社会保障プログラムはほぼすべて税方式

オーストラリアは、①連邦(Commonwealth)と②州(states)・準州(territories)からなります。このことから、各種社会保障プログラムは、①大きく連邦のものと、②州・準州のものに分かれます。①連邦の大半のプログラムは、公的医療給付(療養の給付)を除き、現金給付、②一方、州・準州のプログラムは現物給付の特徴があります。

連邦の各種社会保障プログラムは、連邦政府の行政執行機関(executive agency)である「サービス・オーストラリア(Services Australia)」の傘下にある「センターリンク(Centrelink Australia)」などが運営しています。サービス・オーストラリアは、政府サービス担当相(Minister for Government Services)が監督しています。センターリンクは、連邦政府の主要な給付・サービスを実施する機関(executive agency)です。

■オーストラリア(連邦)の社会保障プログラム執行・監督態勢



オーストラリアのほとんどの社会保障は、掛け金/保険料(social insurance

premiums)や自己負担(self-pay)なしで給付されます。つまり、「社会保険」ではなく、税財源をベースとした年齢や所得などを条件とする社会扶助(means-tested welfare)です。一般に「税方式(tax-funded model)」と呼ばれます。

豊富な天然資源に支えられたラッキーカンントリーの社会保障制度は、他国に容易な追従をゆるさないところがあります。「掘って、掘って、掘りまくれ(Drill, baby, drill)」のキャッチコピーが似合うのは、トランプ氏が率いるアメリカより、むしろオーストラリアのような気がします。人口は2,700万人強(2026年現在)。

これら社会保障(「社会扶助」)は保険料/掛金(premium)なし、加入要件なし、過去の就労歴に深く依存しない。つまり、「必要性ベース(means-tested)で支給」されます。

また、原資(給付財源)は、ほぼ全額が税金で賄われ、一般財源(general taxation)から拠出されます。つまり、オーストラリアは「税方式(tax-funded model)」なのです。日本のように、主な原資(給付財源)を保険料/掛金や自己負担(+税)とする「社会保険料方式」とは、根本的に異なる仕組みです。

センターリンクは、2011年に、メディケアオーストラリア(Medicaid Australia)を吸収し、今日、サービス・オーストラリア傘下の連邦最大の社会保障プログラムの執行機関となっています。

センターリンクは、OITP(オンライン即時処理)システムを使って次のような連邦の社会保障給付プログラム全般を所管しています¹。

¹ JTI 編「2015JTI オーストラリア税務実務視察研修報告書」国民税制研究2号(2016年) 参照 国民税制研究 第2号 | 国民税制研究所

■豪センターリンクなどが所管する主な社会保障プログラム一覧

オーストラリアでは、「多くの社会保障プログラムは、所得給付 (income support) の形で提供され、連邦政府 (Commonwealth Government) が所管する。また、公的医療給付 (Medicare / メディケア) は現物給付 (療養の給付) の形で提供され、連邦政府が所管する。一方、社会福祉サービスは、現物給付の形で提供され、州・準州政府 (State / Territory Governments) が所管する。

(1) 連邦の所得給付 (income support) 制度

- ・所管：連邦の Centrelink (Services Australia)
- ・給付方法：現金給付 (cash benefit)
- ・該当プログラム：■老齢年金 (Age Pension)、■失業給付 (JobSeeker Payment / Dole)、■障害者給付 (DSP) ■家族手当 (FTB)、■生活保護給付 (Special Benefit)、■学生給付 (Youth Allowance)、■介護者給付 (Carer Payment)、■住宅手当 (Rent Assistance)、■保育料補助 (Child Care Subsidy)
- * 他に税額控除 (LITO など) は ATO (国税庁) が担当し、Centrelink とは別

(2) 州・準州の社会福祉 (social service) 制度

- ・所管：州・準州政府 (State / Territory Governments) が担当
- ・給付方法：現物給付 (in-kind services)
- ・該当プログラム：
 - 高齢者ケア (Aged Care)
 - ・Commonwealth (連邦政府) が制度設計
 - ・施設運営・サービス提供は州政府・民間
 - 障害者福祉 (Disability Services)
 - ・NDIS (国家障害保険制度) は連邦
 - ・しかし実際のサービス提供は州政府・民間
 - 児童福祉 (Child Protection / Child Safety)
 - ・完全に州政府の所管
 - ・児童保護、里親制度、虐待対応など

(3) 連邦の公的医療給付制度：メディケア / Medicare

所管：連邦のメディケア部門 (Services Australia)

まとめ

* 連邦の各種社会保障プログラムは、おおむね「所得給付」である。ただし、公的医療給付 (Medicare / メディケア) は「現物給付 (療養の給付)」の形で提供される。財源はほぼ税 (一般財源) である。社会保険方式でないため、原則、保険料+自己負

担はない。

- * 州・準州の社会福祉プログラムは、おおむね「現物給付」である。財源は税 (一般財源) である。
- * 連邦、州・準州のプログラムは、「皆」、「普遍的 (ユニバーサル)」サービスである。
- * 連邦の年金制度は、①老齢年金 (age pension) に加え、②被用者ごとの積立・貯蓄する退職年金基金制度 (Superannuation) の2階建である。

《主な連邦の所得給付 (income support) 制度とは》

■老齢年金 (Age Pension)：税方式、社会扶助で、給付は全額税金で賄われる

①高齢者 (65 歳以上) 向けの主要な所得保障 (市民権を得てから 10 年間居住者であることなど。)

② 2026 年度の給付額は、以下のとおり。

◎単身 (Single)

1,200.90 ドル × 110 円 ≒ 13 万 2,099 円 / 2 週間

◎夫婦 1 人あたり (Couple, per person)

905.20 ドル × 110 円 ≒ 9 万 9,572 円 / 2 週間 (1 人)

◎夫婦合計：1,810.40 ドル × 110

円 ≒ 19 万 9,144 円 / 2 週間

* ただし、所得額や資産額に応じて減額。

③所得テスト (Income Test) の減額

◎単身 (Single)

・204 ドル (2 週間) までは減額なし

・それを超えると、超過 1 ドルにつき 50 セント減額

◎夫婦 (Couple)

・360 ドル (2 週間) までは減額なし (夫婦合算)

・超過 1 ドルにつき 50 セント減額 (夫婦合算)

④資産テスト (Assets Test) の減額

◎単身 (Single)

・自宅あり：33 万 3,000 ドルまで減額なし

・自宅なし：60 万 0,000 ドルまで減額なし

・超過額に対し、1,000 ドルにつき 30 セント減額 (= 毎 2 週間)

◎夫婦 (Couple)

・自宅あり：49 万 9,000 ドルまで減額なし (夫婦合算)

・自宅なし：76 万 6,000 ドルまで減

額なし

- ・資産テスト・所得テストの更新は、センターリンクの OLTP で処理

【まとめ：収入テスト：①単身の場合 2 週で 1,500 ドル [16 万 5 千円]、②資産テスト：100 万ドル [1 億 1 千万円] 超。③または④、どちらか一方がバーを越えると、老齢年金は支給停止】

■退職老齢年金制度 (Superannuation / スーパーアニュエーション / 通称「スーパー」。

- ・雇用主が、従業者（ビザの種別を問わない。）に月 450 ドル以上の給与を支払うとする。この場合、雇用主は、従業者の給与の 11%（2025 年に 12%）スーパー基金に強制拠出 [SG= Superannuation Guarantee]（積立）しないといけない。
- ・スーパー基金（super fund）は 民間の金融機関・産業系基金・小規模基金（SMSF=Self Managed Superannuation Fund）が運営する。政府が運営する「公的基金」は存在しない。ただし、制度全体は 政府（ATO / 国税庁・APRA= Australian Prudential Regulation Authority）が厳格に規制している。従業者は、雇用主指定の基金に加えて、自己責任で有利な基金や投資オプションを選択できる。

ファンド名	手数料(年)	運用実績*	特質
・AustralianSuper	0.69%	8.2%	最大手
・Hostplus	0.72%	7.9%	接客業界
・Sunsuper(Australian Retirement Trust)	0.65%	7.8%	クイーンズランド州
・Rest	0.78%	7.5%	小売・飲食業界

* 過去 5 年平均

- ・なお、複数のファンドに口座を持つ従業者は、一定の手続きを経て 1 つにまとめる (consolidate) ことができる。
- ・スーパーは、雇用主拠出の強制 (SG) 積立制度である。SG では、従業者は 1 ドルも負担しない。つまり、日本の厚生年金のような労使折半ではない。
- ・加えて、被用者 / 従業者は、給与天引き

(salary sacrifice) で、追加的に任意拠出（積立）もできる。

- ・自営業者 (self-employed) も、任意拠出（積立）できる。この場合、自営業者は銀行口座からスーパー基金に直接入金する。零細な自営業者には政府からマッチング拠出（最大 500 ドル）を受けることができる。
- ・なお、他にも、スーパー拠出には政府補助や様々な税制支援がある。
- ・積立方式であり、保険料方式ではない。
- ・個人勘定で運用され、残高は人によって大きく異なる。
- ・収入による減額や支給停止は一切ない。つまり、収入テスト・資産テストは存在しない。
- ・引き出しは原則 60 歳以上。【ただし、ワーホリや留学を含む永久帰国の場合は、スーパー拠出（積立）の支払 (DASP=Departing Australia Superannuation Payment) を、所管の国税庁 (ATO) に申請できる。DASP には、65% (ワーホリ)、35 ~ 45% (その他のビザ) の非還付の源泉税 (final withholding tax) がかかる。】
- ・退職後は Account-based pension (年金型) に移行して取り崩す。
- ・税制優遇が大きく、資産形成を促す仕組み。

- ・老齢年金 (Age Pension) は「高齢者の最低限の生活保障」制度
- ・高所得者・高資産者は、退職老齢年金制度 (Superannuation / スーパー / 強制積立) で老後を賄うのが前提。老後の主財源はこのスーパーであり、老齢年金は補完的
- ・老齢年金は税方式で運営するために、給付対象を限定
- ・「スーパーで自助 → 足りなくなったら 公助の老齢年金で最低限の生活保障」という二層構造で制度設計

■失業給付 (JobSeeker Payment / 俗称は dole) : 社会扶助で、給付は全額税金で賄われる所得保障制度

- ・以前の Newstart Allowance
- ・就労状況・収入申告の更新を OLTP が即時反映

■障害者給付 (DSP) : 社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。

■生活保護給付 (Special Benefit) : 社会

扶助で、給付は全額税金で賄われる。「他のいかなる社会保障給付も受けられず、かつ本人の責めに帰さない事情で (beyond your control) 生計が維持できない人」に対して支給される、連邦政府の最後のセーフティネット給付。裁量給付 (discretionary payment) であり、担当官が個別に支給額を決定

■家族手当 (FTB=Family Tax Benefit) : 社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。1976 年導入。その後抜本改正実施。【FTB は、「tax benefit」(税制優遇) の名称が使われているのは、典拠が税法であるため。給付の際に国税庁 (ATO) の確定申告データを使うことが理由。しかし、実質は「現金給付」。

■学生給付 (Youth Allowance) : 社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。

■介護者給付 (Carer Payment) : 社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。

■住宅手当 (Rent Assistance) : 社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。

■保育料補助 (Child Care Subsidy) : 社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。

《連邦の公的医療給付制度：メディケア / Medicare とは》

■メディケア (Madicare) : 国民皆医療給付で、公的医療保険制度ではない。メディケア税 (Medicare Levy) という形で所得税に上乗せされる「税方式」の財源負担はある。ただし、給付は税財源で賄われる。

利用者は、①医療給付 (療養の給付) について、多くの一般医 (GP) の場合は自己負担なし (bulk billing)。一方、専門医の場合は自己負担 (15%程度) あり。ただし、質の高い医療サービスを求める者は民間保険の活用も可能。

②薬代は メディケア (Medicare) ではなく医薬品給付制度 (BPS=Pharmaceutical Benefits Scheme) の仕組みで決まる。一般医 (GP) : 1 薬品あたり最大 31 ドル程度。低所得者 (Concession) : 1 薬品あたり最大 7 ドル程度。ただし、年間の自己負担が一定額を超えると安全網 (Safety Net) が適用され、さらに負担が軽減される。

連邦のサービス・オーストラリア (Services Australia) のメディケア部門が所管する。

《低所得税額控除 (LITO=Low-income tax offset) とは》

低所得税額控除 (LITO は、2018-19 財政年度に導入。現在も継続。対象者は所得税の確定申告が必要。ただし、オーストラリア連邦所得税制には、アメリカの給付 (還付) つき税額控除 (refundable tax offset) のような仕組みは原則として採用していない。つまり、低所得税額控除 (LITO) は非給付 (還付) 型 (refundable type) の税額控除。このことから、納税者は、この税額控除で余剰が生じたとしても、還付 (tax offset / tax rebate) を受けることは不可²。

* オーストラリア税法 (豪語) では、税額控除 (米語では tax credit) を「tax offset / rebate」という。また、所得控除 (米語では tax deduction) を「tax allowance / relief」という。

《公的医療給付に消費税 (GST) 「ゼロ税率」適用》

- ちなみに、オーストラリアでは、連邦が 10% の単一税率で消費税 (GST) を導入しています。税収は全額、州や準州に配賦されます。また、公的医療給付 (メディケア適用の) 【一般医 (GP) 診療、病院治療のような必須医療や必須医療関連医薬品等】、教育サービス、基礎的飲食料品は、ゼロ税率 (GST free / 免税 / ゼロ% で課税) が適用されます。このことから「損税」は発生しない仕組みになっています。
- 公的医療給付 (Medicare 適用の診療・治療) 等はゼロ税率 / GST free であり、ゼロ税率 (GST free) 適用事業者は、課税仕入れにかかった消費税

² See, Parliament of Australia, Australia's social security system. 邦文の資料としては、加藤慶一「オーストラリアとニュージーランドの税・給付制度～累進度および再分配効果と効率性等との相克」レファレンス (2014 / 平成 26 年 2 月号) 参照。

■オーストラリア GST 法上の逆進性解消策と対象取引一覧（再掲）

標準税率	免税取引／ゼロ税率取引(GST-free)	非課税取引／仕入課税取引(input-taxed)	軽減税率
10%	・輸出 ・公的医療給付等 ・基礎的飲食料品(水道水を含む) ・教育 ・国際運輸 ・非営利／公益活動 ・営農者間農地取引 ・その他	・金融取引 ・居住用住宅の貸付(ただしホテルのような事業用居住場所の貸付などを除く) ・居住用中古住宅取引 ・募金活動 ・その他	なし

* オーストラリアでは、2000 年 7 月 1 日に、インボイス方式の単一税率 10% の消費税 (GST) を導入。基礎的な飲食料品は、公的医療給付 (Medicare) などとともに、ゼロ税率 (国内免税) を適用。税制を複雑にする軽減税率は導入していません。

(GST) を控除 (input tax credit) できます。

- 言いかえると、公的医療給付（療養の給付）を提供する病院やクリニックは CT や MRI、建物建設、医療機器、備品などの購入で支払った消費税 (GST) 額を、売上にかかった消費税 (GST) 額から控除（または還付を受けること）ができます。オーストラリアの場合、公的医療給付（療養の給付）について

はほぼ自己負担がないので、かえって仕入にかかって多額の SHT 還付を受けることができる結果になります。【日本は、消費税上、公的保険医療サービスが非課税 (input-taxed / 俗称で exempt) だから、医療事業者は、仕入税額控除ができません。結果、多額の損税が出て、経営を圧迫で苦悩する医療機関が多発しています*。】

* わが国の厚労省は、老朽化した病院の建替えを補助金支給で支援することを検討しています。しかし、補助金で官の介入を強めるよりも、公的保険医療サービスを現行の消費税非課税からゼロ税率の適用対象にする法改正とし、自立して建替えできるようにした方がよいと考えます。

■標準税率取引・免税取引／ゼロ税率取引・非課税取引の比較

標準税率取引		免税取引／ゼロ税率取引		非課税取引	
仕入	税率 [10%]	仕入	税率 [10%]	仕入	税率[10%課税]
金額(1,000)	税額[100]	(1,000)	[100]	(1,000)	[100]
売上	税率 [10%]	売上	税率 [0%]	売上	税率[非課税]
金額(1,500)	税額[150]	(1,500)	[0]	(1,500)	[Nil]
消費税申告税額	50	消費税還付税額	100	仕入税額控除不可	

【参考資料】

Barbara Druty, Age Pension rates (March 2026 to September 2026) 23 June 2026 (updated 23 June 2026)

◆連邦の消費税収は全額州・準州へ配賦

(平野) オーストラリアでは、連邦が 10% の単一税率で消費税 (GST=Goods and Services Tax) を導入しています。税収は全額、州や準州に配賦（交付）されるということです。州や準州が GST を課せばいいと思いますが。なぜ、連邦が徴収して州や準州に全額交付しているのでしょうか？

(石村) 連邦憲法は、物品税 (excise tax) や関税 (customs duties) は、連邦 (Commonwealth) だけが課することができる租税であると規定しています (90 条)。州・準州は売上税・付加価値税のような税を課することができません (連邦最高裁 (High Court) の判例により、売上税は excise と解されています)。ですから、付加価値税 (VAT) である消費税 (GST)

は連邦が課して、州・準州に全額配賦しているわけです。これは 憲法 96 条（州への交付金／Financial assistance to States）に基づく仕組みを使っています。州は、交付金を受けて、財源を税で賄う所管する様々な税方式の社会福祉（social service）プログラムの資金に充当しています。（準州（Territory）も連邦補助金では州と同様の法的取扱いです。）すでに【コラム 1】でふれたように、州・準州の高齢者介護などのプログラムでは現物給付（services in-kind）が中心です。連邦のような現金給付（cash payments）中心とは異なります。

（平野）憲法上の制限から、こうした便法を使っているわけですね。わかりました。オーストラリアは、税財源を基盤にしつつ、連邦は現金給付中心、州・準州は現物給付中心で社会保障プログラムを運営しているわけですね。

（石村）そうです。連邦も州・準州も、「生活者がくらしていける国」のスタンスを鮮明にしています。移民して安定した生活をしていないなら、オーストラリアを薦めます。一方、起業してビッグになりたいなら、生存競争の激しいアメリカを薦めます。ただし、どちらの国も英語能力が問われます。

（平野）最近、ワーキングホリ데이ビザや観光ビザで豪や米に渡り、本物の「肉体労働」に励む日本の女子が話題になっています。英語力があまり問われないことが理由の一つなのかも知れません。NHK の国際報道番組をみていて、考えさせられました。



メルボルン・ヤラ川河畔
(Public use)

◆アリとキリギリス

（石村）私は 3 年ほどオーストラリアで、

学生時代を過ごしました。メルボルンにあるモナシュ大学のロースクールで勉強していました。当時は、オーストラリアには私



(Public use)

大がありませんでした。公立大学だけでした。授業料も、留学生を含め全員無料でした。公的医療給付も無料でした。母校のナッシュ大学は公立の総合大学です。しかし、連邦の政権交代に伴い 1989 年に授業料が導入されました。現在、留学生の授業料は国内学生の約 3 倍です。年間の授業料は外国人私費留学生については、ロースクール（LLM）の場合、A\$48,000 です。ドル高円安の影響もあり、邦貨で 500 万円を超えます。ビザ手数料の形で、入学許可をもらう前に前納しないといけません。モナシュ大学は、アメリカ型の新自由主義的な経営手法で、イケイケドンドン。カネ・ヒト・ファーストで巨大化しました。海外進出もし、今、オーストラリアで一番伸びている大学です。まさに様変わりです。（正直なところ、自分の好みに合わない大学に変容している感じです・・・??）

（平野）私は、PIJ 役員の我妻、益子、辻村氏らとご一緒し、1993 年 6 月の全国青税・訪豪税制視察団に参加しました。石村先生にお供してもらい、シドニーの連邦オンブズマン事務局や法律事務所、キャンベラの ATO（国税庁）本庁、そしてメルボルン大学などを、訪ねました。とても懐かしく思います。あの頃は、古き良き時代だったですね（笑）。

（石村）そう思います。私は、アメリカのイリノイ大学ロースクールを修了してから、オーストラリアに行きました。ですか

ら、アメリカとオーストラリアの国情の違いを体験できました。

(平野) 石村代表は、若い頃は冒険好きだったのですね。アメリカは新自由主義の国ですが、オーストラリアは福祉国家と聞きますが・・・。

(石村) アメリカもオーストラリアも市場主義を原則とする競争社会であることでは同じです。ただ、イソップの『アリとキリギリス』の話で考えると、アメリカでは、キリギリスでは生き残れない。片や、オーストラリアでは、キリギリスでも生き残れる。そんな違いがあると思います。

- ・新自由主義万歳のアメリカでは、キリギリスでは生き残れない！
- ・片や、福祉国家／過保護国家 (nanny state) のオーストラリアでは、キリギリスも生き残れる！
- ・アリもキリギリスも生きにくい日本！その大きな原因は「政治の貧困」。「政治家は誰も、本気で国民の生活を守ろうとしない国家」？

◆税方式の社会保障、「失業給付」の実例分析

(平野) キリギリスでも生き残れるのは、オーストラリアは大部分の社会保障プログラムの給付は、「税」で賄う方式だからでしょうね。

(石村) これは、大きな要因だと思います。グローバルに見ると、確かに、わが国は、税・社会保険料の負担は重いのに、現金給付はOECDでも最低レベルです。

(平野) 国内では、この辺の認識が共有されていないのですね。

(石村) そう思います。島国で、この面の認識では「鎖国状態」になっています。ただ、オーストラリア特有の問題もあります。大学を卒業しても、専門職としての仕事を得るのは容易ではありません。単純労働に就く若者が多いです。

(平野) どうしてでしょうか？

(石村) オーストラリアでは、企業は「新卒を取って育てる」というポリシーに欠けている」からです。「できあがった人材を買う」というスタンスが強いからです。政府は、新卒者を取った企業に、その者の給与相当分を補助金で補填するような政策を取ったりしていますが、効果は今一つです。

(平野) その背景には、英語が国際言語であり、英語圏の国であることも影響しているのでしょうか？

(石村) そう思います。オーストラリアでは、人材を募集すると、世界中から応募があります。企業も、大学も、しっかり育った優秀な人材を世界中から刈り取れるという環境にあるわけです。戦闘、人種間軋轢、権威主義が吹き荒れる国々から一日も早く出たい優秀な人材も多いわけです。

(平野) この点、わが国では、地域言語である日本語で、ある程度雇用は守られているわけですね。それに、まだ新卒を育てる意欲のある企業も多いですから。

(石村) 在日アメリカ商工会議所 (ACCJ) は、日本語のみでの行政手続・規制文書の提供が「市場参入コストを高めている」と、度々指摘しています。

(平野) 日本語そのものを「非関税障壁」と見ている感じですね。

(石村) そうです。いずれにしろ、オーストラリアでは、新卒は就職できないことが多いです。新卒者は、就職できない場合は、【コラム 1】で紹介した「失業給付 (雇用給付)」を受けます。給付名は「JobSeeker Payment」です。通称は「ドール (dole)」です。ドールは社会扶助です。給付財源はすべて税金です。所得給付制度です。失業保険 (雇用保険) ではありません。そのため、掛金ないし保険料はありません。



(Public use)

(平野) ある意味では、AI 雇用崩壊を先取したような国情なのですね。

(石村) 確かに、デジタル空間での生成 AI やリアル区間でのフィジカル AI / 人型ロボットが普及すれば、分野によっては今以上に雇用崩壊が進むと思います。いずれにしろ、オーストラリアでは、勤労実績を要件とした給付（還付）つき税額控除（EITC）は、導入しても、うまく機能しないと思います。

(平野) そうかも知れませんがね。働いても生活が苦しいのではなく、働けないで生活が苦しい若者が多い国のようですから。

2026 年 3 月 20 日改定の最新データに基づく「失業給付（JobSeeker Payment）＋家賃補助（Rent Assistance）」の実質手取は、
・ 単身・子なしの場合）最大支給の場合：約 1,020 ドル／2 週（約 11 万 2 千円）[失業給付：約 808 ドル＋家賃補助：最大約 211 ドル]。月額で、約 22 万 4 千円。
・ 夫婦＋子ども 1 人（典型的な 3 人世帯）の場合は、約 1,6801 ドル／2 週（約 18 万 5 千円）。月額では、約 37 万円

(石村) よく、わが国のポピュリスト政治家が「誰一人取り残さない！」とか恰好のいいことを言ったりします。だったら、社会保障プログラムの給付財源は、社会保険ではダメです。オーストラリアのように税で賄うようにしないといけません。

(平野) 「社会保障プログラムをすべて税方式にしよう！！」のキャッチコピーで戦うワイルドな政党や政治家が欲しいところです。

(石村) 難しいでしょう。トップが元役人の国民民主など軟な政党に「ワイルド」を求めるのは至難です。そもそもワイルドでないことでファンがおり、集票できる政党なのですから。米豪では、「無難は売り！」になりません。日本とは国情が違いすぎます。

◆社会保険で「分断」を煽る政治は不健全！

(平野) 消費税を減税したり、廃止するの

は「政治公約」です。ですから、選挙で勝った与党は、公約を実施するのは当たり前です。でも、その分を国民健康保険や後期高齢者医療制度の高負担を求める。そして「払えない人は医者にかかるな！」「外国人が国保を食い物にしている！」。こんなキャッチコピーで「分断」を煽ろうとする維新や参政のようなポピュリズム政治は不健全です。

(石村) オーストラリアは、天然資源に恵まれ、人口も 2,780 万人程度です。ある意味で「ラッキーカンントリー（幸せの国）」です。すでに少しふれましたが、公的「老



(Public use)

齢年金（age pension）」【1 階】は、オーストラリアの市民権を取得してから 10 年間居住し 65 歳以上であれば、等しく受給資格を得られます。財源は税方式ですから、掛け金はありません。円換算（1\$=110 円）すると、夫婦で 19 万 9,144 円／2 週間（2026 年水準）もらえます。月額だと 2 倍の額です。何とかくらせます。それに、「退職年金基金制度（Superannuation）」【2 階】、いわゆる「スーパー（Super）」に加入している退職者には、追加の支給があります。スーパーの支給額は平均で、単身、約 2.1 万豪ドル × 110 円＝約 231 万円／年くらい（2026 年度）のようです。なお、スーパーについてオーストラリアの退職者夫婦は、夫婦それぞれが自分名義のスーパー口座を持ち、取り崩し額も個人ご

Age Pension & Super

基礎年金【1 階】：夫婦で月 40 万円弱

退職年金【2 階】：単身／年 231 万円位

とに決まるという仕組みです。基礎的な医療給付もほぼ無料です。

(平野) 物価は高いと思いますが、日本の年金に比べると恵まれていますね。それに、オーストラリアの老齢年金（基礎年金）は税方式で、掛け金がない。

(石村) 日本の基礎年金（国民年金）は、10年以上の加入期間が必要です。以前は25年必要でしたが、現在は10年で受給資格が得られます。40年掛け金（国民保険料）を納めると満額給付になります。

(平野) 社会保障では、日豪間には雲泥の差がありますね。

(石村) オーストラリア人は、「次のホリディを楽しみに懸命に働く！」が口癖です。「死ぬまで現役！」を叫ぶ日本人とは明らかに違いますね。

(平野) トランプギャグ (Drill, baby, drill／掘って、掘って、掘りまくれ!) をまねした高市首相の「働いて、働いて、働く Work, baby, work)」というキャッチコピーがあります。この言葉は、オーストラリア人にはインパクトがありそうです。「アリのように懸命に働いても、どうして日本人の老後はあまり豊かでないのだろうか？」と。

(石村) 日本人は、「AIで仕事がなくなる」で心配。一方、オーストラリアは「AIで仕事がなくなる」ことで「毎日がホリディになる」と歓喜するかも？

◆わが制度の「貧しさ」を正しく理解する

(平野) 日本は、キリギリスでなく、アリであっても生きにく〜い国です。キリギリスでも生きられるオーストラリアは大きく違うのですね (笑)。

(石村) そうですね。いずれにしろ、日本の政治家は、真に「社会保障」とは何か。そして「税方式」と「社会保険方式」の違いをしっかりと勉強する必要があります。公

的医療サービスでいえば、いまのわが国の制度は正確にいえば「ユニバーサル・ヘルスカバレッジ (UHC=universal health coverage)」です。

【表 11】日本の公的医療保険制度の特質

ユニバーサル・ヘルスカバレッジ(UHC)制度

100%の公的保険参加を義務づける(皆加入)の仕組み

制度の根幹は、あくまでも「①共助(保険料)+②自助(自己負担)+③公助(税)」を基本とする社会保険方式。言い換えると、オーストラリアのような「税財源型公的皆医療給付(tax-funded universal healthcare)」方式ではない。

(平野) つまり、国民に100%の公的保険加入を義務づける仕組みですね。

(石村) そうです。わが国の制度の根幹は、あくまでも「①共助(保険料)+②自助(自己負担)+③公助(税)」を基本とする「社会保険方式」です。「一部税方式」、「折衷方式」とも呼ばれます。) 保険料を払わない人には原則として保険証／資格確認証が発行されません。つまり「皆保険＝保険加入は義務」であっても、「皆医療＝税で全員に医療を提供」とは制度哲学が異なります。

◆税方式で、「未納」「滞納」は「死語」にできる？

(平野) わが国の公的医療保険制度は、「公的保険料を払えない人が制度からこぼれる」、「公的保険料の滞納が発生する」仕組みですね。

(石村) そうです。片や、オーストラリアは「税財源型公的皆医療給付」制度です。この制度は、次の3つを柱にしています。

- ①保険料を徴収しない、②財源は税[所得税+メディケア税]のみ、
- ③所得に関係なく全国民が自己負担なしに医療給付を受けられる

コラム 2

わが国の国民年金、外国人納付率 55%：制度の魅力不足も原因では？

日本の社会保険方式の基礎年金（国民年金）[1 階]＋厚生年金[2 階]制度

- わが国の国民年金：国民年金法で、日本に居住する 20～60 歳未満の人は、国籍を問わず国民年金に加入が義務づけられています（国民皆介入制度）。
- この制度のもと、全額猶予者＋免除者を除き、36 万人の外国人が加入を義務づけられます（26 年 3 月時点）。
- 外国人従業者は、国民保険料については、雇用主が厚生年金とともに天引徴収することになっています。在留外国人のおおよす 7 割が天引きの対象となっています。
- 自営業、学生など残り 3 割の在留外国人は、国民年金料を自主納付することになります。うち 45%が未納だそうです。
- つまり、日本人の納付率は 85.6%。一方、在留外国人の納付率は 55%。
- そこで、政府は在留外国人の納付率を上げるための政策を打ち出しました。

- 日本年金機構が、マイナンバーを使って未納在留外国人の監視を強化する。
- 出入国在留管理局（入管）が、出国許可／セイルパミット（Sail Permit）を出す際の未納者の水際対策を強化する。
- 在留資格審査の許可要件に社会保険料や納税歴を加える。

- 社会保険方式の基礎年金制度では、日本の年金を受け取るには最低でも 10 年間国民年金料を納めないといけません。数年で帰国すると、加入期間が短いため年金はもらえません。
- ただし途中で永久帰国する場合には、帰国後、1 階の国民年金の脱退一時金（基礎年金部分のみ）および 2 階の厚生年金の脱退一時金（基礎＋報酬比例

部分）の返還請求はできます。

オーストラリアの税方式の基礎年金（老齢年金）[1 階]＋スーパー[2 階]制度

- オーストラリアの基礎年金：老齢年金（age pension）[1 階]は、税方式で、オーストラリア人も在留外国人も掛け金／保険料はありません。給付要件は、市民権を取得後 10 年間居住することです。在留外国人は永久帰国する場合には、そもそも保険料の納付がないのだから、保険料の返還はありません。
- 退職老齢年金制度（スーパー）[2 階]は、ワーホリや留学を含む永久帰国の場合は、スーパー拠出（積立）の支払（DASP=Departing Australia Superannuation Payment）を、所管の国税庁（ATO）に申請できます。ただし、DASP には、65%（ワーホリ）、35～45%（その他のビザ）の非還付の源泉税（final withholding tax）がかかります。）

日豪社会保障協定

- 「社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪社会保障協定）」は、2007 年署名、2009 年 1 月 1 日に発効しています。オーストラリアの税方式の基礎年金（老齢年金）制度[1 階]では、掛け金・社会保険料支払はない。10 年間の居住要件のみ。そこで、日本の加入期間を「豪州の居住期間として読み替えて通算」する特殊な仕組み。
- 例えば「日本で厚生年金 20 年＋豪州居住 5 年」のオーストラリア人の場合、協定で「20 年＋5 年＝25 年」とし

で老齢年金〔1階〕の受給資格（10年）を満たすことになります。

- 日本の公的年金（国民年金・厚生年金）は原則として「掛金の返還制度がない」。このことから、10年要件を満たさずに日本から豪州へ移住しても、また豪州から日本へ帰国しても、保険料の還付は一切認められません。
- 厚生年金の保険料を60歳から給付されるオーストラリアのスーパー〔2階〕に移すことはできません。このことから、日本で払った厚生年金は日本の制度に残ります。オーストラリアに移住しても、日本から直接支給されます。受給開始年齢は日本の規定（原則65歳）が適用になります。

- 年金制度に魅力を感じないと、流動化する国際人材の確保はままならず、日本はますます縮みます。
- 日本と社会保障協定を結んでいない国も多いです。その背景には、社会保障財源を「税方式」で調達している国が多いこともあります。

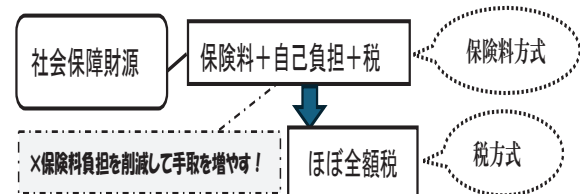
あなたが外国人だったら、地域言語の日本語を学ぶ必要があり、働く者の社会保険料の負担が重く、しかも取立ての厳しい日本を選びますか？ それとも、国際言語の英語が通じ、基礎年金〔1階〕は税方式で負担なし、スーパー〔2階〕の掛金負担は雇用主のみのオーストラリア、どちらの国で働くのを選びますか？ ちなみに、オーストラリアは、公的医療給付も税方式です。

この制度は、ほかに「公費負担型皆医療制度」、「税財源型国民皆医療制度」、「公的医療給付制度」と、呼び名はいろいろです。正式には「MBS services=Medicare Benefits Schedule services」と呼ばれます。**（平野）** わが国で公的保険料の「未納」、「滞納」を「死語」にするには、制度の転換が必要ですね。そのヒントは、オーストラリアのような「税財源型の公的皆医療給付」制度にありそうです。オーストラリアのメディケア（公的医療給付）は、保険料や自己負担ではなく税財源で賄います。この仕組みなら、保険料の未納や滞納という概念そのものが生まれません。

（石村） ですから、政党や政治家は、療養の給付を「皆加入」から「皆医療給付」へ転換することを明確に掲げる必要があります。そして、この転換を、社会保障制度の抜本改革の中心に据えるべきです。

（平野） SNS などでは「手取りを増やす！」というキャッチコピーが氾濫しています。小市民的なポピュリズム政党やポピュリスト政治家がうごめいています。本当は「保険料方式から税方式への大胆な制度転換を目指す！」と訴える政党や政治家が必要で

【表12】療養の給付を「皆加入」から「皆医療給付」に転換する



〇【正論】保険料方式から税方式の公的皆医療給付制度への転換を目指す！

す。ところが、多くの政党や政治家は、当初は「消費税食料品ゼロ」と言いながら、最後には腰が引けてしまいます。そんな小粒ぞろいです。

（石村） だから、この国はビッグになれないのかも・・・?? 私たち生活者には、NHKの首都圏ネットワーク内で放送されている「STOP 詐欺被害！ 私たちはだまされない」のチャッチコピーが生きてきそうです。

（石村） それから、政党や政治家は、「給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）」は、



（NHKのHPより）

【表 13】「社会保障」と「社会保険」の違い（続き）

区分	社会保障 (Social Security)	社会保険 (Social Insurance)
制度例	児童福祉、障害者福祉、感染症対策など	社会保障の一部（社会保険方式の領域）
目的	国民の最低限の生活を保障する	保険事故（老齢・疾病・失業など）に備える
財源	税（一般財源）中心	保険料＋国庫負担
加入	原則として加入の概念なし（制度全体の枠組み）	法律に基づく強制加入
給付の性質	生活困窮者への扶助、福祉サービス、公共衛生など	保険料拠出に応じた給付（相互扶助）
主な構成要素	社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生	社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生
制度例	生活保護、児童福祉、障害者福祉、感染症対策など	国民年金、厚生年金、健康保険、国民健康保険、介護保険など
分析：基礎年金（国民年金）	社会保障の一部	社会保険（年金保険）に属する

「社会保険」ではなく「社会保障」のカテゴリーにあることも学ばないといけません。現金給付ですから、「給付／還付」の財源は「税」で賄うのが筋だということになることも・・・。

（平野）「給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）」は社会保険にはあてはまらない、ということですね。

（石村）そうです。給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）は、「社会保障」のカテゴリーに属し、「公的扶助」と「税制」の中間に位置する新しいタイプの社会保障手法です。ただし、何度も指摘しましたが、給付を受けるには税金の還付申告が必要です。勤労要件や資産所得要件など制度が複雑怪奇です。決して生活者の権利利益ファーストな制度とはいえません。

【表 14】社会保険の定義と給付（還付）つき税額控除の特徴

区分	給付（還付）つき税額控除	社会保険
性質	税制を通じた所得再分配	社会保険方式：保険料拠出（＋自己負担）
財源	保険料ではなく税（一般財源）	保険料＋自己負担＋国庫負担
給付基準	所得水準（働いても生活が苦しい低所得者支援）／所得が低いほど給付が増える（逆進性の補填）	保険事故（老齢・疾病・失業など）
加入要件	なし。ただし、税の確定申告が必要	法律に基づく強制加入
分類	社会保障（税制による再分配）	社会保障の1分類（社会保険）

【表 15】給付（還付）つき税額控除の「社会保障」カテゴリーでの所在

社会保障（日本の場合）

- 社会保険（年金・医療・介護・雇用・労災）
- 公的扶助（生活保護）
- 社会福祉（児童・障害・高齢者福祉）
- **＋税制による所得再分配（給付（還付）つき税額控除）**

■むすびにかえて ～税方式への転換も視野に

（平野）石村代表、今回は大変勉強になりました。私も代表に導かれて、何度かオーストラリアへ行きました。そこで税制を学びました。しかし、オーストラリアの社会保障給付の多くは、掛け金ないし拠出金や自己負担がないことを、今回の勉強で理解しました。わが国では、高市首相が言うように、税金をしっかりと払わされ、さらに掛け金や自己負担を強いられる「社会保険制度」は充実しています。しかし、税だけで賄われる社会保障制度、現金給付は貧しいのだと分かりました。身近な国であるオー



ストラリアの仕組みが、わが国とは大きく違うことも知りませんでした。まさに、目から鱗が落ちる思いです。

(石村) 維新や国民民主党などは、現行の各種社会保障プログラムを社会保険方式から税方式へ全面的にチェンジすべきだと主張してよいはずです。

(平野) そうなれば、社会保険料の負担は「下がる」というより、そもそも不要になりますね。資格喪失や保険料未納・滞納がなくなり、制度からこぼれる人がいなくなります。「真のユニバーサル (皆)」になりますね。「皆保険」ではなく、「皆給付保障」。

(石村) 高齢者や外国人を標的にした分断手法による票漁りも飽きられ、効き目が薄れてきています。有権者も、ポピュリズム政党やポピュリスト政治家の「手取りを増やす!」というキャッチコピーに惑わされてはい



(Public use)

けません。逆に、現行の社会保険方式に疑問を持たず、こうしたキャッチコピーを連呼する政党や政治家をマインドコントロール／呪縛から解放する「推し活」が必要です。

(平野) それは、有権者がスクラムを組んで取り組むべき大事な仕事です。

(石村) 個人商店型のポピュリズム政党やポピュリスト政治家こそ、今のカオスの根源だと思います。彼らがスクラムを組めるのかどうかも、重要なポイントです。

(平野) 「財源をすべて税方式にすると、とてつもない増税が必要になる!」といった趣旨のツイートが氾濫しています。その結果、制度転換の議論が止まりがちです。

(石村) その真偽は怪しいです。本質的な議論を封じるための常套句にも見えます。

ちなみに、オーストラリアの所得税率(個人)は累進課税です。2026～27年度の居住者は0% / 15% / 30% / 37% / 45%の5段階です。法人税率は25%(中小) / 30%(その他)の二本立てです。それから、すでにふれたように、消費税(GST)は10%の単一税率で、基礎的食料品や公的医療給付はゼロ税率(免税/0%で課税)です。

(平野) オーストラリアの税負担は、日本と大きくは変わらないように見えます。消費税の仕組みは、むしろ生活者には日本より優しい印象があります。それでも、オーストラリアの社会保障財源は税方式で確保できています。一方、わが国は依然として社会保険方式のままです。「手取りを増やす」とか矮小化されたキャッチが氾濫しています。なぜ税方式に移れないのか、よく分かりません。どこか謎めいた状況です。やはり「政治の貧困」が原因なのでしょう。それこそ「政治家は誰も、本気で国民の生活を守ろうとしない国家」なのかも知れません。ありがとうございました。

改正個人情報保護法を斬る

ブレーキのない「AI 開発・統計特例」は暴走必至！！

わが国の「AI 開発・統計特例」とEUの「正当な利益追求AI 特例」を比べる
熾烈なAI 開発競争で世界はプライバシーゼロ社会にまっしぐら？

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

EU（欧州連合）は個人情報保護で世界をリードしてきた。EUは2016年4月に一般データ保護規則（GDPR）を制定し、2018年5月に全面施行した。GDPRは日本の個人情報保護法に匹敵する重要な法律である。2025年11月、EUは、大胆な個人データ保護政策転換案を公表した。熾烈を極めるグローバルなAI開発競争にチャレンジするためである。

AI（人工知能）は漸進的な技術改良ではない。AIは金融、医療、教育、農業、漁業、専門職、労働など幅広い分野で使える汎用目的技術（GPT）である。生成AIは人間の活動や産業プロセスを再構築し得る力を示している。すでにシンギュラリティ（技術的特異点）に到達した可能性すらある。

AIは石油よりも価値が高い。AIは人間の知識や創造性、労働を吸収して成長した公共資源である。国家の命運を左右する戦略的資源ともなった。データ保護を基本的人権とするEUも戦略の見直しを迫られた。

EUの個人データ保護は堅固である。本人の同意なしに個人データの利用を厳しく制限する。ところが、AI学習・開発・運用では大規模データセットの利用が不可欠である。AI開発企業などが、本人の同意なしに個人データを使えないとなると、グローバルな大競争に遅れ死活問題になる。AI開発企業などは、ウェブスク

レイピング【ウェブサイトからのデータ自動収集】などの手法で大量の個人データを収集している。しかし、数億人単位にも至る個人から同意を得ることは現実的に不可能である。EUは世界的なAI開発競争に負けないためには、宥恕措置（AI学習・開発・運用への本人同意不要措置の拡大）が必要とされた。いわば「本人同意不要AI特例」の法認である。

2025年11月、EUは「GDPR等包括的改正規則案」を公表した。一般には、「デジタル・オムニバス」あるいは「デジタル・オムニバス・パッケージ」と呼ばれる。この規則案は、デジタル法制全般【GDPR、データガバナンス法、データ法、DSA、DMA、AI法など】を包括的に対象とする。この規則案には、AI学習・開発・利用のためのデータ処理を「正当な利益」とみなす本人同意不要AI特例が盛り込まれた。AI学習・開発・利用で、第三者が本人同意なしに個人データを提供できる、あるいは収集できる場合を法的に認めた。個人データの流通を促進するためである。背景にはEUのAI競争力低下と米中への劣勢がある。規制緩和と最適化で競争力を確保する狙いがある。

EUの本人同意不要AI特例は、単なる規制緩和のように見える。しかし、この特例を受けるには、AI開発企業などは、自己の正当な利益とデータ主体の権利利益を比較する「バランスシング・テスト」

を実施しないといけない。ということは、この特例は、企業の説明責任強化を前提とした「自律的ガバナンス」への移行を意味する。

AI 開発で個人データを利用する企業は、従来の受動的な法令遵守（コンプライアンス）だけでは足りなくなる。リスク・アプローチに基づく管理が求められる。その管理は、状況に応じて変動するダイナミック（能動的）な対応である。しかも、より高度な AI ガバナンスが求められる。

このような EU での AI 関連での個人データの本人同意不要特例拡大の動きは、わが国での個人情報保護法改正に影響を及ぼさずにいられない。理由は明確だ。グローバルな AI 市場で競争できる、世界上位レベルの国産 AI の開発が、いまや至上命題だからである。

わが国の個人情報保護法改正法案（改正個人情報法）は、2026 年 7 月 10 日に参議院本会議で可決・成立した。今回の改正では、AI 学習・開発・利用のためのデータ処理に関する規制が緩和された。2028 年夏までに施行される見通しだ。

今回の改正では、第 1 に、「AI 開発・統計作成の特例」（正式には「統計作成等の特例」）が新設された（改正個人情報法 30 条の 2）。この特例では、企業などの第三者が個人情報を提供する際に、本人の同意を不要とする。AI 開発や統計作成のためのデータ利用を円滑にする狙いがある。

第 2 に、同意取得要件が緩和された。AI 開発・統計作成の特例以外でも、本人の意思に反していないと判断できる場合には、一定の第三者提供について同意が不要となる（改正個人情報法 31 条の 3）。本人の利益を不当に害さない範囲で、データ流通を促進する仕組みである。

これらの改正は、AI 時代に対応するための制度的な調整である。AI 開発には大

量のデータが不可欠であり、従来の本人同意中心の枠組みでは限界があった。国際競争力の確保や産業振興の観点から、柔軟なデータ利用を可能にする必要があった。

しかし、日本の特例は EU の特例とは異なる。EU の包括的改正規則案に盛られているような厳格なバランス・テスト実施義務、さらには情報主体（本人）のオプトアウトの権利もない。日本の特例は、ほぼ無条件に同意不要を認める設計になっている。センシティブ情報の提供に対する制限もない。こうした欠陥立法では、人権侵害の多発が危ぶまれる。濫用も懸念される。ブレーキのない「AI 開発・統計特例」は必ず暴走する。

今回の改正では、違反に対する課徴金（制裁金）制度を導入した。しかし、対象は「深刻な利益侵害」に限られる。まさに「名ばかり課徴金制度」である。悪質事業者や AI の暴走に対する歯止めは期待薄である。

今回の改正では、個人情報保護とデータ活用の比較衡量（バランス・テスト）は十分に取られていない。むしろ、個人情報法の「ザル法」化を一層促進する内容といえる。

ハードロー（個人情報法）で個人情報保護とデータ活用のバランス確保措置が難しいなら、ソフトロー（ガイドライン等）で補う方法もある。ガイドラインや指針でバランスを確保する選択肢は残されている。しかし、土台（個人情報法）が堅固でないと、ソフトローで建て増ししても、崩壊する危険はかえって高まるのではないか。

個人情報保護委員会（個人情報委）は、本来、個人のプライバシーを独立して護る機関であるべきだ。ところが、個人情報法の政策立案にまで関与している。規制当局としての独立性が弱くなるのは当たり前だ。組織的な自立も乏しい。政治や経済界から

の圧力に左右されている印象を受ける。このままでは、個人情報保護の司令塔として機能しない。個人情報保護の刷新は急務である。AI 時代のデータ保護を担

うには、強い独立性と専門性が不可欠である。

(CNNニュース編集局)

I EU での個人データ保護規制緩和策を深掘りする

2025 年 11 月、EU（欧州連合）は個人データ保護政策の大胆な転換案を公表した。その背景には、2024 年 9 月に公表された「ドラギ・レポート (Draghi Report)」がある¹。同レポートは、EU の個人データ保護法制が過度に複雑化していると批判した。複雑化は企業のコンプライアンスコストを押し上げると指摘した。さらに、イノベーションの阻害につながっていると指摘した。この批判を受け、EU のフォン・デア・ライエン委員長は対応を進めた。委員長は、2025 年 1 月に「競争力コンパス」を採択した²。そこでは、規制の「簡素化 (Simplification)」が最優先課題の 1 つとされた。



(Public use)

その具体案として提示されたのが、GDPR など各種個人データ保護法制の包括的改正を目指す規則案（「GDPR 等包括的改正規則案」）である。一般に「デジタル・オムニバス (Digital Omnibus)」または「デジタル・オムニバス・パッケージ (Digital Omnibus Package)」と呼ばれる。この規



(Public use)

則案は、個人データ保護規制の「緩和」と「簡素化」を掲げる。熾烈さを増すグローバル AI 開発競争にチャレンジするための一手である。国際的な AI 市場での EU の競争力強化が狙いである。

(1) EU の正当な利益追求特例と特例適用要件とは

EU は、個人情報保護で世界をリードしている。EU は、個人データ保護の基本法ともいえる一般データ保護規則 (GDPR) を 2016 年 4 月に制定・採択した。そして、2018 年 5 月に全面施行している。GDPR は、わが国の個人情報保護法に匹敵する法律である。

EU は、10 年足らずの間に、GDPR を中心軸に、データガバナンス法 (DGA)、データ法 (DA)、デジタルサービス法 (DSA)、デジタル市場法 (DMA)、AI 法 (AIA) といった新しい規律を次々と積み重ねてきた。いわば、GDPR という大きな革袋に、データとアルゴリズムをめぐる包括的なルール群を詰め込んできた形である。こうした立法ラッシュを支えているのが、個人データを厳格に保護するという EU の一貫したスタンスである。その根底には、個人の尊厳や人格権などの基本的人権を最優先する政策理念がある。

しかし、超速で進化するテクノロジー領域における過剰規制は、法令遵守（コンプライアンス）疲労を生む。それだけでない。成長の芽を摘み、イノベーションの遅延も招く。ひいては AI およびデータ経済におけ

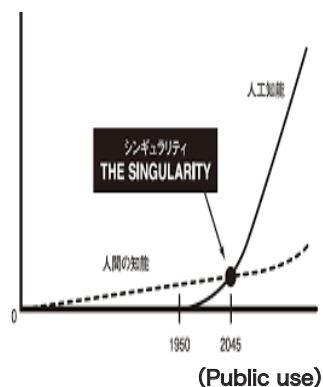
¹ https://commission.europa.eu/topics/competitiveness/draghi-report_en

² https://commission.europa.eu/topics/competitiveness/competitiveness-compass_en

る EU の劣勢につながる。今、EU は、競争力回復を目指し、軌道修正を迫られている。

AI（人工知能）は、単なる漸進的な技術改良ではない。金融や医療、教育、農業、漁業、専門職、労働現場などあらゆる分野に広範な応用可能性をもつ汎用目的技術（GPT=general-purpose technology）である。生成 AI は、人間の営みを作り替える力を示している。産業プロセスも例外ではない。会計監査の領域では、その変化が特に大きい。多くの業務を AI が担うようになった。人間である公認会計士（CPA）の役割は小さくなりつつある。

アメリカのオープン AI（Open AI）が実験環境を飛び出し、暴走したというニュースが飛び込んできた。この事故は、AI はすでに「シンギュラリティ（singularity / 技術的特異点）に到達した可能性を示唆しているのかも知れない。



AI は、今日、石油などの天然資源よりもはるかに価値がある。「人類が蓄積してきた知識、創造性、労働」を吸い上げて成長した「公共資源」である。石油や天然ガスなどと同様に、国家の命運を左右するほどの「戦略的資源」となった。個人データ保護を基本的人権と位置づけてきた EU でも、戦略の見直しを迫られていた。

AI の学習・開発・運用には、大量のデータが必要である。とくに大規模データセットの利用は不可欠である。しかし EU は、アメリカや日本などに比べ個人データ保護が非常に厳格である。本人の同意なしに個人データを使うことはできないのが原則である。また、中国のような権威主義国家では、個人データ保護自体が無きにも等しい。

この差は、EU の AI 企業などにとって

世界的な AI 開発競争を勝ち抜く上で重荷になっていた。AI 企業などは、「ウェブスクレイピング」を利用している。これは、ウェブサイトから自動で大量のデータを収集する手法である。その中には、大量の個人データが含まれている。しかし、数億人規模の個人から同意を得ることは不可能である。現実的にも対応できない。

これまでの EU の一般データ保護規則（GDPR）の運用では、AI 企業などが、本人の同意なしに大量の個人データを収集することが法的に認められるのかあいまいであった。とくに、大量の個人データを必要とする AI の学習・開発・運用において、例外的宥恕措置（本人同意不要特例 / GDPR6 条 1 項 f 項にいう正当な利益（legitimate interest）が適用されるかどうかは不明確であった。

このあいまいさは、実務に大きな不安を生んでいた。大量の個人データを収集しないと、AI の学習・開発・運用は不可能だからである。さらに、この点で EU 加盟各国のデータ保護機関（DPA=Data Protection Agency）の判断も必ずしも一致していなかった。同じ行為でも、加盟国によって扱いが異なる可能性があった。これが、AI 開発企業などにとって大きなリスクとなっていた。

EU の執行機関である欧州委員会（European Commission）は、この問題に対応した。AI 開発などに伴い GDPR を適用する際の判断のあいまいさを減らすためである。新たな「balancing・テスト（正当な利益とデータ主体の権利利益との比較衡量）」を護ることを条件に、GDPR に定める本人同意不要特例を AI の学習・開発・運用にも拡大する提案を行った。

2025 年 11 月 19 日、EU の欧州委員会は、EU の包括的なデータ保護政策の刷新を目指す「GDPR



(Public use)

等包括的改正規則案」、いわゆる「デジタル・オムニバス・パッケージ (Digital Omnibus Package) を公表した。

このパッケージは、以下のような①「デジタル法制オムニバス規則案」と、②人工知能 (AI) 法を改正するため「AI デジタル・オムニバス規則案」の 2 つから成る。

欧州委員会は、2027 年初頭までの採択を目指している。

【表 1】 デジタル・オムニバス・パッケージに盛り込まれた改正規則案

①データ法等に関する「デジタル法制オムニバス規則案」
(Digital Legislation Omnibus=Regulation simplifying and consolidating parts of the EU's digital acquis, making targeted amendments to data, privacy and cyber laws / EU のデジタル法体系 (デジタル・アキ) を簡素化・統合し、データ、プライバシー、サイバー関連法を焦点に絞った改正を行うための規則 [COM (2025) 837])
② AI 法に関する「AI デジタル・オムニバス規則案」
(Digital Omnibus on AI=Regulation on the simplification of the implementation of harmonised rules on artificial intelligence / 人工知能に関する調和的規則の実施を簡素化するための規則 [COM (2025) 836])

EU の執行機関である欧州委員会は、AI の学習・開発・運用を促進する方針を示した。方針の要点は、個人データの円滑な利

【表 2】 上記デジタル・オムニバス・パッケージに盛り込まれた主な項目

- ・ AI の学習・開発・運用における個人データ利用の円滑化
- ・ EU AI 法の一部要件 (高リスク AI 規定を含む) の適用開始に関する経過措置、および監督・AI リテラシー・文書化・登録に関する AI 法 (EU AI Act) の条項の限定的改正
- ・ 同意疲労 (consent fatigue) とクッキー規制への対応
- ・ GDPR における個人データの定義について、主観的かつ事業者主体のアプローチを明文化すること
- ・ GDPR 上の特定のデータ主体の権利に関する管理者 (controller) の負担軽減
- ・ EU の複数法令にまたがるインシデント報告の単一窓口化、ならびに GDPR における報告基準・報告期限の引上げ
- ・ データアクセスおよび再利用に関する主要 EU 法の改正・統合
- ・ Platform-to-Business (P2B) 規則の廃止
- ・ その他

用を進めるために、本人同意不要特例を緩和し、拡大する措置をとることにある。具体的には、AI の学習・開発・運用であれば、大量の個人データを本人同意なしで利用できることとする。この利用は、GDPR6 条 1 項 f 号の「正当な利益 (legitimate interests)」に該当すると位置づける。つまり、実質的に「本人同意不要 AI 特例」を法的に認めることになる⁵。

これにより、AI 企業などは本人の同意

³ GDPR / ePrivacy に基づく大量のクッキー同意バナーに毎日さらされ続けた結果、利用者が「読むのをやめて、とりあえず Accept all を押してしまう」状態を指す。つまり、本来の「自由で十分な情報に基づく同意」が機能不全に陥っている現象。24% のユーザーが「面倒だから全部許可」しているという調査結果もある。

⁴ オンラインプラットフォームが中小企業などの事業者に対して不透明・不公平な扱いをすることを防ぎ、透明性と予測可能性を確保するための EU 規則 (Regulation (EU) 2019 / 1150)。オンライン市場・アプリストア・検索エンジンなどが対象で、2020 年 7 月 12 日に適用開始された。

⁵ EU の GDPR 6 条 1 項 f 項に規定する「正当な利益 (legitimate interests)」は、本人 (情報主体) の権利・自由と事業者の「利益衡量」によって処理の適法性を判断する法的典拠である。事業者の利益だけでなく、社会的利益・第三者利益も含む「広い利益概念」である。一方、日本の個情法 21 条 2 項 4 号に規定する「正当な利益」は、利用目的の通知・公表を省略できる「例外事由」である。保護対象は事業者の「営業秘密・セキュリティ等の利益」に限定される。GDPR の利益衡量とは無関係の、極めて狭い技術的例外である。このことから、両者は制度目的・射程・法的機能が根本的に異なる。

なしに、ウェブサイトなどから大量の個人データを収集できるようになる。また、第三者が AI 企業へ個人データを提供することも可能になる。ただし、この特例の適用にはbalancing・テストの実施が必須となる。つまり、適切な安全対策が講じることが前提条件である。

このように、EU のデジタル・オムニバス・パッケージ、GDPR 等包括的改正規則案では、本人同意不要 AI 特例を法認し、AI 開発に必要なデータを円滑に確保することに狙いがある。と同時に、AI 企業などに対して、データ主体の権利保護を確保するためのbalancing・テストの実施を求めることで、説明責任を前提とした「自律的なガバナンス」を求める仕組みになっている。

すでにふれたように、こうした個人データ政策大転換に背景には、EU が直面する AI 開発での深刻な競争力の低下がある。とりわけアメリカや中国に対する AI およびデータ経済における劣勢を挽回するための戦略的な理由がある。今回の包括的改正規則案では、規制の緩和 (deregulation) のみならず、規制の最適化 (optimization) による AI 開発における国際競争力の確保に主眼が置かれている。

再度確認するが、包括的改正規則案では、AI (人工知能) の開発や運用する企業などに、無条件に正当な利益追求 AI 特例適用) を認めるものではない。当該企業は追求する利益とデータ主体の利益などを比較検討する「balancing・テスト」の実施が求められる。



(Public use)

(2) AI 開発での正当な利益追求特例利用要件を深読みする

欧州委員会が公表したデジタル・オムニ

【表 3】EU の正当な利益追求 AI 特例と AI 特例適用要件の構図

企業(事業者)は、AI 開発・運用では、正当な利益の追求として、第三者からデータ主体(本人)の同意なしに個人データの提供を受けることができる(正当な利益追求 AI 特例)。

ただし、当該企業は、一定の要件(データ保護措置などbalancing・テストなど)を満たさ(講じ)ないといけない。

バス・パッケージ、GDPR 等包括的改正規則案では、AI の学習・開発・運用に携わる企業など事業者(具体的にはそのデータ管理者)に対し、利用する個人データが正当な利益追求特例 (GDPR6 条 1 項 f 号) を対象となるには、次のようなより具体的な 3 段階要件【balancing・テスト】を充足するように求める。

【表 4】EU の「正当な利益追求 AI 特例」適用要件 (balancing・テスト)

①正当な利益の評価 (Legitimate Interest Test)

AI 学習・開発・運用の目的が、社会的に認められる「正当な利益」として評価できるかどうか。

●具体的評価基準

AI モデルの改善・安全性向上
セキュリティ強化 (不正検知、サイバー防御)
サービス品質向上
公共利益に資する技術開発
研究開発 (R&D)
企業の競争力維持

②必要性の評価 (Necessity Test)

その AI 学習・開発・運用に、個人データの利用が「必要不可欠」かどうか。

●具体的評価基準

代替手段 (匿名化・合成データ) が実質的に利用可能か
モデル性能の確保に必要なデータ量・質
データ最小化 (必要なデータのみ)
目的外利用の禁止
再識別リスクの管理

③本人の権利・自由との比較考量 (Balancing Test)

AI 学習による利益が、データ主体 (本人) の権利・自由への潜在的侵害を上回るかどうか。

●具体的基準

透明性 (AI 学習の通知・公開)

データ主体の合理的期待 (reasonable expectations)
 プライバシー影響の程度
 データの性質 (要配慮性・センシティビティ)
 技術的・組織的安全措置 (TOMs)
 データ主体の権利行使の容易性 (オプトアウト/異議申立等)
 モデルからの再識別リスク
 AI モデルの用途 (高リスク AI か否か)

EU は個人データ保護政策において、長らく人権ファーストの立場を堅持してきた。その EU が、正当な利益追求特例を AI 分野へ拡大する方針を示したことは、ある意味で驚きである。熾烈化するグローバルな AI 開発競争にチャレンジするための一定の規制緩和 (delegation) が不可避であったと考えられる。

しかし同時に、EU は人権ファーストの伝統を維持し、厳格な利用要件としてバランス・テストを課した点も見逃せない。この結果、EU の AI 関連個人データ保護政策は、企業の説明責任を前提とする「自律的ガバナンス」への移行を意味する。とりわけ、AI 開発において個人データを利用する企業は、従来の受動的な法令遵守 (コンプライアンス) から、リスク・アプローチに基づく能動的かつ変動的 (dynamic) で高度な AI ガバナンスを、これまで以上に求められることになるのである。

【従来】受動的な法令遵守 (コンプライアンス)

【今後】AI 企業自身によるリスク・アプローチに基づく能動的／変動的 (dynamic)、かつ高度の自律的な AI ガバナンス

(3) センシティブデータ (特別のカテゴリーの個人データ) の利用

加えて、デジタル・オムニバス・パッケージ、GDPR 等包括的改正規則案では、機微データ (センシティブデータ) 【①人

種・民族的出自、②政治的意見、③宗教・哲学的信念、④労働組合への所属、⑤遺伝データ (genetic data)、⑥生体認証データ (biometric data)、⑦健康に関するデータ (health data)、⑧性生活または性的指向に関するデータなど】の利用要件をこれまで以上に明確にした。

個人情報処理に関する重要な提案として、もうひとつ注目すべき点がある。それは、人種、政治的信条、健康データなどの「特別なカテゴリーの個人データ (センシティブデータ)」について、AI モデルの「バイアス検出および修正 (Bias Detection and Correction)」を目的とする場合に限り、その処理を例外的に許可するという条項である。この例外は、GDPR 第 9 条の新たな適用除外として位置づける案、または新設条項として追加する案が検討されている。

(4) 「学術研究」の再定義と商業利用

デジタル・オムニバス規則案は、GDPR 第 89 条の「学術研究 (scientific research)」特例を再定義する必要性を示す。論点は、この定義を、AI イノベーションの実態に合わせて、民間企業の研究開発を含めるように見直すべきだとされる。

①定義の拡大と明確化

GDPR89 条の「学術研究」特例は、これまで狭く解釈される傾向があった。対象は主にアカデミアや公的研究機関とされてきた。しかし、現代の AI イノベーションの多くは民間企業の R&D から生まれている。そこで、デジタル・オムニバス規則案は、「学術研究」の定義を GDPR4 条などに新設し、明確化するように提案する。すなわち、この定義に「商業的利益を追求する研究 (aim to further a commercial interest)」も含めるように提案する。

②目的外利用の禁止の緩和

学術研究目的で個人データを処理する場合、「当初の収集目的との適合性 (Compatibility)」が推定される。この原則は、企業がサービス提供目的で収集した顧客データを再利用できる可能性を広げる。具体的には、AI モデルの改良や新機能開発のための「学術研究」として二次利用する場合、新たな同意が不要となる可能性がある。

③透明性義務の一部免除

学術研究目的の場合、透明性義務の一部免除が認められる条件が示されている。例えば、データ主体への通知が不可能な場合や、通知が不釣り合いな努力を要する場合である。この免除は、大規模データセットを扱う AI 開発において有効である。個々のデータ主体への通知コストを大幅に削減する効果を持つ。

II わが国の個人情報改正で盛り込まれた「AI 開発・統計特例」を深掘りする

個人情報保護法（個人情報法）の改正法案は、2026 年 7 月 10 日、参議院本会議で可決・成立した。今回の個人情報法改正のポイントをおおまかにまとめると、次のとおりである。



(Public use)

【表 5】わが国個人情報改正のポイント

- ・ AI 開発・統計特例：第三者（企業など）に個人情報を提供するときにデータ主体（本人）の同意を不要とする。

- ・ 同意取得要件の緩和：統計特例以外でも、本人の意思に反していないなら一部の第三者提供については同意を不要とする。
- ・ 16 歳未満の子ども個人情報の取り扱いについて、利用目的を通知し、第三者（企業など）に提供する際の同意取得について、保護者など法定代理人が関与することを義務づけること。
- ・ 特定個人の顔を識別できるデータを取り扱う際に、利用目的を周知すること。そして、本人に同意を得ていない場合、生命保護などに必要なときを除き、違法行為がないときでも、本人に個人情報の利用停止の請求を可能にする。
- ・ ウェブ広告などで閲覧履歴を記録するクッキー (Cookie) を含む個人に対して連絡できるメールアドレスや電話番号などについて、不適切利用・不正取得を禁止すること。（これまで、企業は第三者への提供がなければ、同意なくこれらの情報の取得や利用ができた。）
- ・ 課徴金の導入：大量の個人情報を不正に使い利益を得た場合、その全額を課徴金として徴収すること。

(1) 「AI 開発・統計特例」とは

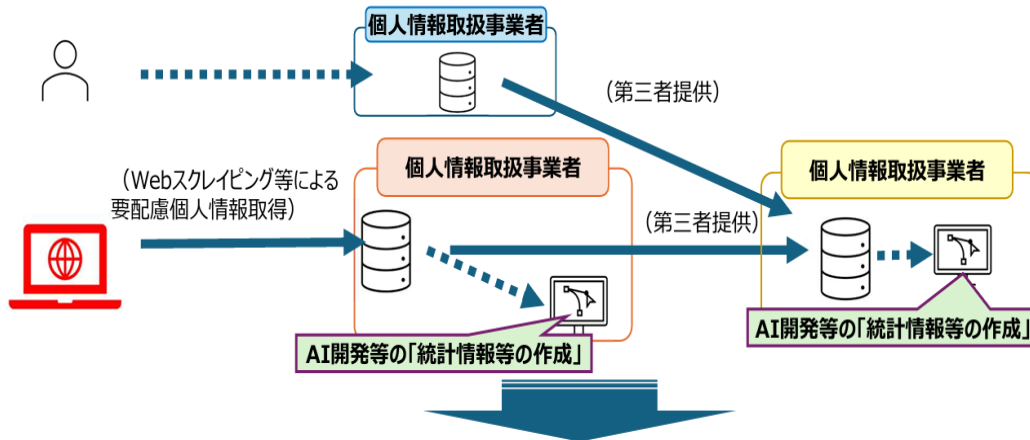
今回の個人情報改正で最も物議を醸しているポイントは、いわゆる「AI 開発・統計特例」（正式には「統計作成等の特例」）の導入である（30 条の 2）。この特例は、AI の学習・開発・運用を含む統計作成などを目的とする場合に適用される。要配慮個人情報（病歴・犯罪歴・健康診断結果など）を取得できるようにする仕組みである。個人情報を第三者（企業など事業者）に提供する際も、本人の事前同意が不要となった（31 条の 3）。

従来の個人情報法では、企業など（事業者）が個人データを第三者に提供する場合などに原則として本人の同意取得を義務づけていた（個人情報法 27 条、28 条、20 条 2 項）。今回、この同意を、AI 開発を含む統計情報の作成を目的とする場合に限り、不要にすることにした。従来の「同意原則」の一

第 1 1 統計作成等

- 現行規定では、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

- ✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
- ✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。



統計情報等の作成^(※1)にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供^(※2)及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする^(※3)。また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大する。

※1 統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。

※2 当初に特定した利用目的(法第17条)の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。また、当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とする。

※3 具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

「統計情報等の作成」にのみ利用されることが担保するための規律

- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
- 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
- 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得^(※4)、第三者提供〕等

※4 「取得者」が、本例外規定に基づき第三者提供をすることは可能。

（個人情報事務局作成イメージ）

角に大穴を開ける改正だ。

とりわけ問題となっているのが、病歴や医師の診断結果、犯罪歴、思想信条、人種、社会的身分などの「要配慮個人情報」まで同意を不要とする点だ。たとえば遺伝性の疾患を患っていることや、特定の宗教の信者であるといった情報を、第三者に提供されたくないと思う人がいても拒否することができなくなった

改正案をつくる過程で、多くの消費者団体や医療従事者の団体などから不安の声があがった。だが、個人情報委は「統計処理によって個人を特定できない情報になる。問題ない」との姿勢を崩さなかった。個人情報委は、独立した第三者機関のはずである。そもそも、この種の政策的な発言が許されるのか、大きな疑問符がつく。

問題は、個人事業主や海外の事業者でも

簡単に特例の対象となり、生の個人データを扱えるようになる点だ。参入のハードルが低いため、悪質事業者が入り込み、集めたデータを特殊詐欺などの犯罪に関わる「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」に売り払ったり、安全管理体制の整っていない事業者が漏洩させたりするリスクも指摘されている。人格権侵害を儲けにつなげるアメリカの Clearview AI, Inc.（クリアビュー AI 社）のような顔画像データベース型ビジネスへの対応も難しい。

改正法案の審議過程で、野党は「万一の場合の被害を最小限に抑えるため、氏名や住所を削除するなど加工してから提供すべきだ」と主張した。しかし、政府側は「提供元の事業者の負担が大きくなる」として応じなかった。悪用や漏洩が発覚した場合のペナルティ（課徴金）や救済制度も不十分だ。

(2) 名ばかり課徴金制度と幻になった 団体訴訟制度

今回の改正の検討の早い段階から、個情委は、違反した事業者に金銭的不利益を課す課徴金制度や、一定の要件を満たした消費者団体が被害者に代わって違法行為の差し止めなどを行える団体訴訟制度の導入を提案してきた。いずれの提案も EU をはじめとした多くの国々のデータ保護法制に採用されている。

だが、経団連など経済界が導入に反対した。その結果、団体訴訟制度は見送りになった。課徴金制度はかろうじて導入された。しかし金額や対象が限定された。まさに「名ばかり課徴金制度」になった。漏洩防止などの違反行為も対象から外された。このため、事業者が個人データを漏洩させても、個情委は課徴金を課すことさえできない。

事前規制を緩めるのなら、事後規制（課徴金）を強めるのが常識ではないか。政府は、課徴金制度の対象拡大や団体訴訟制度の導入も再検討しないとイケない。

(3) ソフトローの功罪

ハードロー（法律）での統制が難しいなら、ソフトロー（ガイドラインや指針など）で補い、全体のバランスを確保する選択肢は残されている。しかし、ソフトローで EU 並みの厳格なバランスシング・テストを設けるのは難しい。情報主体のオプトアウト権を制度として組み込むことも、ソフトローだけでは難しい。

堅固な土台が必要だ。個情法というハードローが脆弱なままでは、ソフトローを建て増しても制度は不安定になる。むしろ、崩壊の危険度が高まる。

個情法の再改正は待ったなしである。だが、AI 開発競争は熾烈である。国政の状況も厳しい。この中で、堅固な土台を再構築する立法作業をやり抜くのは至難である。



(Public use)

当面は、ソフトローでカバーするしかない。個情委は、AI 開発・統計特例の解釈と運用を、ソフトローで丁寧に具体化すべきである。そして、違反行為への監視を徹底すべきである。

AI 開発・統計特例を使う企業にも責任がある。企業は、これまで以上に情報保護の意識を高めなければならない。この特例は、企業にフリーハンドを与える制度ではない。濫用すれば、信用を失墜する。そのことを深く肝に銘じるべきである。

(4) 求められる「公正」で「簡素」な 個情法

わが国の個情法は、施行から 20 年を超えた。度重なる改正で、情報の定義が増えすぎた。その結果、制度が過度に複雑化している。

個情法は 03 年の制定時から、情報を 3 つに分類した。「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」である。そして、それぞれに義務を課す方式を採ってきた。

15 年改正では、新たに 3 つが加わった。「匿名加工情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」である。20 年改正では、「仮名加工情報」「個人関連情報」が導入された。

今回の改正ではさらに 3 つが新設された。①「連絡可能個人関連情報」、②「特定生体個人情報」、③「統計作成等用要配慮個人情報」である。

新設された①「連絡可能個人関連情報」は、個人への働きかけが可能になる情報を指す。電話番号、住所、メールアドレス、

Cookie 等（端末識別子）があてはまる。他の情報と容易に照合できる場合は「個人情報」とされる。照合できない場合は「個人関連情報」として扱われる。これらを使えば、フィッシングや投資詐欺の被害が生じ得る。そのため、不適正利用と不正取得が禁止された。

また、②「特定生体個人情報」では、顔特徴データ【顔認証情報】等については、**①**利用目的等の一定事項の事前周知を義務化（これまでより強い透明性義務）、**②**オプトアウトによる第三者提供を禁止（通常の個人データより厳格な本人への異議申立権の法認）、**③**利用停止等請求の要件を緩和し、本人が理由を示さなくとも請求できる仕組みを導入した。

従来は「生体データ＝個人情報の一種」であり、特別規律はなかった。これが改正個人情報法では、顔特徴データ等を特別に扱う新たなカテゴリーを設け、追加義務を課すことになった。

情報類型が増え続けた背景がある。個人の権利よりも、経済界の要望を優先する制度設計が続いてきた点である。経済界の「個人情報の範囲を狭めたい」「適用範囲を明確にしたい」「情報利活用を進めたい」という要望に応じた側面がある。

しかし、情報の範囲を細かく分けて適用対象を限定する手法は、バランス（公正）を失する。そして、かえって個人情報法を視界不良にする。これは、国民の権利の軽視につながるだけではない。企業など事業者のコンプライアンスコストを増やすことにもつながる。

租税分野では「公正・効率・簡素」が基本原則とされる。個人情報法分野でも同様の原則が求められる。EU の GDPR 等の改正につながるデジタル・オムニバス規則案は、政府規制の簡素化を進める。同時に、企業の説明責任を前提とする自律的ガバナンスへの転換を促し、その強化も志向する。わが国も、まず情報類型の見直しが課題とな

る。規制ルールの効率化・簡素化も不可欠である。そして、企業の説明責任を前提とする自律的ガバナンスの強化も避けては通れない。



(Public use)

（５）個人情報法の刷新、国民監視が要る

自分のどの情報が、どう使われる可能性があるのか。国民が理解し納得できる仕組みと、これに基づく安全な情報活用が AI 社会の土台である。それを実現する知恵を絞り続ける必要がある。

統計処理をするとはいえ、「本人の同意」という従来の歯止めがなく、大量のデータが収集・解析されることに不安を抱く人がいるはずだ。管理が不十分となり、権利侵害が起きることのないよう、個人情報法を所管する個人情報法の役割がより重要になる。ところが、個人情報法は、現在でも、行政や企業の手足のような存在に見える。人権保護には後ろ向きで十分な監視・監督機能を果たしていない。その証拠として、個人情報法は「AI の学習データや統計として処理すれば、個人の権利侵害につながる可能性は低い」とアナウンスしたことがあげられる。

個人情報法は、いわゆる「3 条委員会」である。「8 条委員会」とされる国税不服審判所とは異なる。

以上のように、個人情報法は 3 条委員会である。本来、個人のプライバシーを、行政や企業から独立して護る機関である。行政（国税庁）の手足となって納税者の不服を聴いたふりできる国税不服審判所とは、法的位置づけも異なる。



(Public use)

【表 6】個人情報保護委員会の所在

	「3 条委員会」、 「8 条委員会」	特色
個人情報保護委員会	- 国家行政組織法 3 条に基づく「3 条委員会」。 - 省庁から独立し、自ら行政処分・命令を行える強い権限を持つ行政機関	3 条委員会は、本来、独立性が高く、命令・勧告など強い行政処分権限を持つ
国税不服審判所	- 国家行政組織法 8 条に基づく「8 条委員会」。 - 国税庁の外局として設置される不服審査機関	法律に基づく強制加入

ところが、現実には、個人情報保護委員会は政策立案にまで関与している。規制当局としての独立性が疑われるのは当たり前だ。組織的な自立性も乏しい。政治や経済界からの圧力に左右されている印象を受ける。このままでは、個人情報保護の司令塔として機能しない。個人情報の刷新は急務である。AI 時代のデータ保護を担うには、強い独立性と専門性が不可欠である。

◆むすびにかえて～待ったなしの AI 企業の自律的ガバナンス強化

EU は、個人データ保護政策の重心を転換しようとしている。従来の人格権最優先から、リスクに基づく技術的管理可能性へと軸足を移そうとしている。この変化には、戦略的な警鐘も含まれている。急速に進化する技術領域で立法を過剰に積み上げれば、コンプライアンス疲労が生じる。同時に、イノベーションの遅延も避けられな



(Public use)

いからだ。

EU はこの 10 年足らずで、GDPR、データガバナンス法、データ法、DSA、DMA、AI 法を立て続けに導入した。その結果、過剰規制で先端 AI 開発などでのイノベーションが阻まれ、制度全体の大胆な見直しが迫られている。デジタル規制は、もはや「規制するか否か」の問題ではない。「いかに簡素かつ整合的で、持続可能で、イノベーションを促しつつ、個人の基本的権利を損なわない制度を構築するか」という問題へと移行している。これが、EU の経験が示す避けがたい現実である。デジタル・オムニバス・パッケージ、GDPR 等包括的改正規則案が出てきた背景である。

わが国における AI 開発に伴う個人情報の収集を不要とする個人情報改正（本人同意不要 AI 特例）は、ある意味では時代の流れかも知れない。しかし、その一方で、厳格な収集・利用条件を設けることも必須である。つまり、企業自身の説明責任を前提とした「自律的なガバナンス」の強化は待ったなしである。しかも、AI 開発などで個人データを大量に活用する企業には、これまでの、受動的な法令遵守（コンプライアンス）から、リスク・アプローチに基づく能動的／変動的（dynamic）かつ高度の AI ガバナンスを、これまで以上に求める必要がある。AI 企業などに高度の自律的な AI ガバナンスを求めるには、高額な課徴金と独立した個人情報保護委員会の存在が不可欠である。

今般の AI 開発・統計特例の創設で、わが国の個人情報保護は、個人情報の「利活用」を一段と推進する方向へ舵を切る危険性がある。しかし、この流れは危険である。委員会は、AI 特例を活用する企業などには、balancing・テストを求めるなどで、本来の使命であるはずの個人の人格権の保護に重心を移さねばならない。そうしなければ、わが国は国際社会の笑いものになりかねない。ブレーキのない「AI 開発・統計特例」では暴走は必至である。

【コラム：現代考】 文系大学 冬の時代 ～備えなければ憂い多し！！

ルスカ企業として知られるライザップ社は、事務部門の余剰人員を建設現場へ再配置する方針を示した。急進する人工知能(AI)で効率化され、事務職の人手が要らなくなったためだ。リスキリング(学び直し)をしてもらい、最大500人をガテン系職種へ転換するという。

AIの浸透は、職種の再編を急速に進めている。大学教育の価値も揺らぎ始めた。2050年には、大学を偏差値で選ぶ時代が終わる可能性がある。大学進学者は約42万人と予測され、現在より3割減となる。定員が変わらなければ、2人に1人が「難関」とされる私立大や国公立大に入学できる計算だ。長く続いた日本の学歴社会は、大きな転換点を迎えている。

大卒という学歴は、日本社会の仕組みに深く組み込まれてきた。偏差値による序列化が、新卒一括採用と終身雇用を支えてきた。大学名が重視され、社会人の学び直しは限られ、再挑戦の道も狭かった。この仕組みはすでに制度疲労を起こしている。2050年には大学進学率が6割で頭打ちになる。政府も大学も、非大卒を含むキャリア形成を教育政策と雇用政策の両面で考

える必要がある。今の多くの大学での教育は質管理(QC)が甘すぎる。また、基礎教育(理論)重視だけでは生き残れない可能性が高い。

こうした変化は、歴史ある大学でもすでに起きている。首都圏の国立大学大学院では、世界銀行(world Bank)支援の英語授業修士課程プログラムを30年近く続けていた。アジア・アフリカ・中南米の途上国の税務官僚を育成・リスキリングするプログラムで、欧米式の運営だった。教職員は全員定期雇用で、定年なしだった。筆者も20年あまり、日本税法を英語で講義していた。しかし、コロナ禍で授業が全面オンラインになった。留学生が奨学金をもらい来日し、大学寮に住んで勉強する実益に大きな疑問符がついた。これを契機に、世界銀行は財政支援を全面的に打ち切った。オンラインでもリアルと同じ成果が得られると判断したのだろう。同プログラムを運営する大学院事務局は解体され、教職員全員が解雇された。筆者も72歳で職を失った。デジタル化とAIの浸透は、大学界全体で同様の事態がさらに増える可能性を示している。(KI)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>
2026.10.8 発行 CNN ニュース No.127

入会のご案内

季刊・CNN ニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号
00140-4-169829
ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつづき

・世界のAI競争からは逃げられない。勝つには大量の個人データが要る。個人情報改正で同意不要のAI特例が広がる。売れるAIづくり策は人格権侵害との批判も強い。だが巨額のデジタル赤字や円安対策の事情もある。鎖国できないこの島国の行方はなお不透明だ。(N)